上田八木短資



日本銀行の金融政策の推移

2024年6月14日

日本銀行が、短期市場金利を誘導するオペレーション(公開市場操作)を通じて金融市場調節を行うようになった 1995(平成7)年以降の金融政策の推移について、時系列で記載しています。また、金融政策以外の制度変更や、 マクロ・プルーデンス政策のうち、主なものについても記載しています。

年	月日	金融政策等
2024年	6月14日	次回金融政策決定会合(7月30・31日)以降の長期国債の買入れについて、金融
(令和6年)		市場において長期金利がより自由な形で形成されるよう、減額していく方針を決
		定した (賛成8反対1)。 今後1~2年程度の具体的な減額計画は、市場参加者の
		意見も確認し、次回会合にて決定する。
	4月26日	被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関して、平成二十八
		年(2016年)熊本地震については、被災地金融機関の復旧・復興に向けた取り
		組みを支援するとの所期の目的を達成したことから、2024年6月1日より同才
		ペレーションの対象となる災害から削除することを決定した。(この結果、同オ
		ペレーションの対象となる災害は東日本大震災のみとなった。)
	3月19日	【マイナス金利政策の解除、長短金利操作(イールドカーブ・コントロール、YCC)
		の枠組みの廃止、オーバーシュート型コミットメントの終了、ならびに短期金利
		操作の主たる政策手段化】
		「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組みおよびマイナス金利政策は役
		割を果たしたと考え、短期金利の操作を主たる政策手段として金融政策を運営す
		る。マネタリーベースの残高に関するオーバーシュート型コミットメントについ
		ては、その要件を充足したものと判断する。以上を踏まえ、金融市場調節方針等
		を以下のとおりとすることを決定した。
		1. 金融市場調節方針等について(政策委員会・金融政策決定会合)
		(1)金融市場調節方針(賛成7反対2)
		無担保コールレート (オーバーナイト物) を、0~0.1%程度で推移するよう促す。
		この方針を実現するため、日本銀行当座預金(所要準備額相当部分を除く)に
		0.1%の付利金利を適用する。新たな金融市場調節方針および付利金利は、翌営
		業日 (3月21日) から適用する。
		(2)長期国債の買入れ(賛成8反対1)
		これまでと概ね同程度の金額(足もとの月間買入額は6兆円程度)で長期国債の
		買入れを継続する。長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額に
		かかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなど
		を実施する。
		(3)長期国債以外の資産の買入れ(全員一致)
		① ETF および J-REIT について、新規の買入れを終了する。
		② CP 等および社債等について、買入れ額を段階的に減額し、1 年後をめどに買
		入を終了する。 (4) 登山増加大探察を供外等の新規事行りの扱い(今号、76)
		(4)貸出増加支援資金供給等の新規実行分の扱い(全員一致)
		貸出増加支援資金供給、被災地金融機関支援オペ、気候変動対応オペの貸付利率
		を 0.1%、貸付期間を 1年として実施(従来は貸付利率: 0%、貸付期間: 貸出増
		加支援資金供給=4年以内、被災地金融機関支援オペ=2年以内、気候変動対応
		オペ=原則 1 年)。貸出増加支援資金供給の貸付限度額は、貸出増加額と同額まで、(公本は 2 年の会額担米額まで)、に亦更
		で(従来は2倍の金額相当額まで)に変更。 これの対字を受けた末堤関節面の対応(金剛末堤屋)
		2. 本日の決定を受けた市場調節面の対応(金融市場局) (1) 短期の共通担保済会供給するの運用
		(1)短期の共通担保資金供給オペの運用
		2022 年 9 月以降、金額無制限で実施してきた短期の共通担保資金供給オペにつ
		いては、今後は、金融市場の状況を踏まえ、適宜の金額で実施する。オファー金

	1	
		額は、オファーの都度、通知する。
		(2)国債補完供給の運用
		国債補完供給は、当面の間、「チーペスト銘柄等にかかる国債補完供給の要件緩
		和措置について」(2024年2月29日) を含め、現状の取扱いを継続する。 ただ
		し、「10 年物国債のカレント3銘柄にかかる金融市場調節面の措置について」
		(2023 年 2 月 16 日)は、取り止めることとする。
	1月23日	「貸出増加を支援するための資金供給」について、貸付実行期限を1年間延長
	-/,	(2024年6月30日→2025年6月30日) することを決定 (全員一致)。
2023年	10月31日	1. 長短金利操作の運用をさらに柔軟化することを決定。具体的には、長期金利
(令和5年)	10/301	の目標を引き続きゼロ%程度としつつ、その上限の目途を 1.0%とし、大規模な
(15/10/5/17)		国債買入れと機動的なオペ運営を中心に金利操作を行うこととする。
		(1) 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)
		(1) RAGE (1) パーパープープープール) ①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする(全員
		① ○
		つん。 短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適
		用する。
		長期金利:10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な
		金額の長期国債の買入れを行う。
		②長短金利操作の運用(賛成8反対1)
		長期金利の上限は 1.0%を目途とし、上記の金融市場調節方針と整合的なイール
		ドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限に
		おいて、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実
		施する。
		(2) 資産買入れ方針(全員一致)
		長期国債以外の資産の買入れについては、前回より変更なし。
	7月28日	1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、長短金利操作
		 の運用を柔軟化することを決定した。わが国の物価情勢を展望すると、賃金の上
		昇を伴う形で、2%の「物価安定の目標」の持続的・安定的な実現を見通せる状
		況には至っておらず、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとで、粘り強
		く金融緩和を継続する必要がある。そうした中、経済・物価を巡る不確実性がき
		わめて高いことに鑑みると、長短金利操作の運用を柔軟化し、上下双方向のリス
		一クに機動的に対応していくことで、この枠組みによる金融緩和の持続性を高める
		クに機動的に対応していてことで、この特組のによる並融機和の特続性を高める ことが適当である。
		ここが過ヨである。 長短金利操作、資産買入れ方針については以下のとおりとする。
		(1) 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)
		①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする(全員 一致)。
		☆/。 短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適
		用する。
		´ヷッ`る。 長期金利:10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な
		金額の長期国債の買入れを行う。
		②長短金利操作の運用(賛成8反対1)
		長期金利の変動幅は「±0.5%程度」を目途とし、長短金利操作について、より柔
		軟に運用する。10年物国債金利について 1.0%の利回りでの指値オペを、明らか
		に応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。(脚注:現在の金利情勢
		のもとでは応札は見込まれないと考えられるが、当分の間、毎営業日、実施する。)
		ひらことは心心は死亡なればないと考えらればが、ヨカの間、明古集古、天池する。 上記の金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な
		工品の金融市場調節力針と走台的なイールドカーラの形成を促すため、入焼候な 国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や
		国賃負人11/2 極続することもに、台中限において、機動的に、負人11額の塩額や 指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。
		(2) 資産買入れ方針(全員一致)

	т	,
		長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。
		①ETF および J-REIT について、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に
		- 相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
		②CP 等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペ
		- スで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準(約3兆円)へと徐々に
		一人で負人れて行い、負人れ残局を恩栄症拡入前の小学(約3%円)へと様々に 戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮
	1	して進めることとする。
	1月18日	①「貸出増加を支援するための資金供給」の貸付実行期限を1年間延長すること、
		②「気候変動対応オペ」の対象先を拡大し、新たに、系統会員金融機関を含める
		こと、③「共通担保資金供給オペ」を拡充すること、を決定(いずれも全員一致)。
		このうち、共通担保資金供給オペの拡充については、(i)貸付期間について、金利
		入札方式の場合も、固定金利方式の場合と同様に、期間 10 年以内の期間とする
		(従来は、固定金利方式は期間 1 年以内)、(ii)固定金利方式の貸付利率について、
		年限ごとの国債の市場実勢相場を踏まえ、金融市場調節方針と整合的なイールド
		カーブの形成を促す観点から、貸付けのつど決定する利率とする(従来は年0%)
		カーノのが成る促す既点がつ、質的がのフと次定する利率とする(促木は牛 070) とされた。
2022 年	12月20日	C C 1 1/2。 1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、緩和的な金融
•	12 77 20 13	
(令和4年)		環境を維持しつつ、市場機能の改善を図り、より円滑にイールドカーブ全体の形
		成を促していくため、長短金利操作の運用を一部見直すことを決定した。
		本年春先以降、海外の金融資本市場のボラティリティが高まっており、わが国の
		市場もその影響を強く受けている。債券市場では、各年限間の金利の相対関係や
		現物と先物の裁定などの面で、市場機能が低下している。国債金利は、社債や貸
		出等の金利の基準となるものであり、こうした状態が続けば、企業の起債など金
		融環境に悪影響を及ぼす惧れがある。日本銀行としては、今回の措置により、イ
		ールドカーブ・コントロールを起点とする金融緩和の効果が、企業金融などを通
		して、より円滑に波及していくと考えており、この枠組みによる金融緩和の持続
		性を高めることで、「物価安定の目標」の実現を目指していく考えである。
		2. 金融市場調節方針、資産買入れ方針については以下のとおりとする。
		2. 金融印場調即力量、負煙負人がの過程とついては以下のとおりとする。 (1) 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)(全員一致)
		(1) 長短金利操作(イールトカーノ・コントロール)(主員一致) ①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。
		短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適
		用する。
		長期金利:10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な
		金額の長期国債の買入れを行う。
		②長短金利操作の運用
		国債買入れ額を大幅に増額しつつ、長期金利の変動幅を、従来の「±0.25%程度」
		から「±0.5%程度」に拡大する。
		10 年物国債金利について 0.5%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込
		まれない場合を除き、毎営業日、実施する。上記の金融市場調節方針と整合的な
		イールドカーブの形成を促すため、各年限において、機動的に、買入れ額のさら
		イールドカーノの形成を促すため、各中限において、機動的に、質人和額のとう
		はる頃観い指値ガイを美施する。 ※本日公表する「長期国債買入れ(利回り・価格入札方式)の四半期予定」では、
		従来の月間 7.3 兆円から 9 兆円程度に増額する。
		(2) 資産買入れ方針(全員一致)
		長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。
		①ETF および J-REIT について、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に
		相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
		②CP 等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、
		買入れ残高を感染症拡大前の水準(CP 等:約2兆円、社債等:約3兆円)へと
		徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十
<u> </u>		TO THE PROPERTY OF THE PROPERT

		N== E
		分配慮して進めることとする。
	9月22日	(1)新型コロナ対応金融支援特別オペの取り扱い
		①感染症対応にかかる中小企業等向けのプロパー融資分は、期限を半年間延長
		し、2023年3月末に終了することとする。この間、毎月1回、3か月物の資金
		供給を実施する。
		②感染症対応にかかる中小企業等向けの制度融資分は、期限を3か月間延長し、
		2022 年 12 月末に終了することとする。この間、毎月1回、3か月物の資金供
		給を実施する。
		(2)金額無制限の共通担保資金供給オペの実施
		上記オペの期限到来後も中小企業等の資金繰りを支えるとともに、より幅広い資
		金繰りニーズに応える観点から、幅広い担保を裏付けとして資金を供給している
		「共通担保資金供給オペ」について、金額に上限を設けずに実施することとする
		(9月27日に予定している次回実施分から変更)。
	4 日 20 日	
	4月28日	連続指値オペの運用の明確化
		金融市場調節方針を実現するため、10年物国債金利について 0.25%の利回りで
		の指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施するこ
		ととした。
	1月18日	「貸出増加を支援するための資金供給」について、貸付実行期限を1年間延長す
		ることを決定(全員一致)。
2021年	12月17日	1. 新型コロナウイルス感染症は、引き続き内外経済に大きな影響を及ぼしてい
(令和3年)		るが、わが国の金融環境は、全体として改善している。大企業についてみると、
		CP・社債市場は良好な発行環境となっているほか、貸出市場でも予備的な流動
		性需要に落ち着きがみられる。中小企業の資金繰りについては、総じてみれば改
		善傾向にあるが、対面型サービス業など一部には、なお厳しさが残っている。こ
		うした情勢を踏まえ、日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合におい
		 て、中小企業等の資金繰りを引き続き支援していく観点から、新型コロナ対応資
		金繰り支援特別プログラムの一部について、以下のとおり、期限を 2022 年 9 月
		末まで半年間延長することを決定した。
		(1)新型コロナ対応金融支援特別オペ(全員一致)
		①感染症対応にかかる中小企業等向けのプロパー融資分は、現行の取扱いのま
		ま、期限を半年間延長する。
		る、 利成で十十間を及する。 ②感染症対応にかかる中小企業等向けの制度融資分は、2022 年 4 月以降、貸出
		②徳楽症対心にかかる中小正案等向のの制度融資がは、2022年4月以降、貧血 促進付利制度上の付利金利を0%(カテゴリーⅢ)、マクロ加算残高への算入は
		利用残高相当額としたうえで、バックファイナンス措置として期限を半年間延長
		する。
		③大企業向けや住宅ローンを中心とする民間債務担保分は、期限どおり、2022
		年3月末をもって終了する。
		(2) C P・社債等の買入れ
		C P・社債等の買入れ増額措置は、期限どおり、2022 年 3 月末をもって終了す
		る。2022 年 4 月以降は、感染症拡大前と同程度の買入れペースに戻し、 C P・
		社債等の買入れ残高を、感染症拡大前の水準(CP等:約2兆円、社債等:約3
		兆円) へと徐々に引き下げていく。
		2. 金融市場調節方針、長期国債以外の資産の買入れ方針については以下のとお
		りとする。
		(1)長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)(賛成8反対1)
		短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適
		用する。
		長期金利:10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な
		金額の長期国債の買入れを行う。
		(2) 資産買入れ方針(全員一致)
]	(E) A(EA)(10)(E) (EA (A)

<u> </u>	
	①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,8
	00億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
	② C P 等、社債等については、2022 年 3 月末までの間、合計で約 2 0 兆円の残
	高を上限に、買入れを行う。
11月16日	(通常会合) 地域金融強化のための特別当座預金制度の見直しについて
	地域金融強化のための特別当座預金制度の適切な運営を確保する観点から、特別
	付利対象金額の上限を次のとおり見直す。
	●次の①または②のうち、いずれか小さい金額を上限とする。
	①対象先の 2019 年度の当座預金残高(所要準備額を除く)に足もとの全当座預
	金取引先の当座預金残高の伸び率を乗じて得た金額(見直しなし)
	②対象先の 2019 年度の当座預金残高(所要準備額を除く)に 2017 年度から
	2019 年度までの全当座預金取引先の当座預金残高の平均的な年間伸び率
	(104.9%) を乗じて得た金額
	(実施日)
	●本年 11 月積み期間における特別付利から適用する。ただし、年度途中におけ
	る見直しが金融機関経営に及ぼす影響に配慮し、経過措置として、今年度中
	(2022 年 3 月積み期間まで) は、本件決定前の直近積み期間 (本年 10 月積み
	期間)における各対象先の特別付利対象残高までの付利を行う。
6月18日	(1) 新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの延長(賛成8棄権1)
	企業等の資金繰りは、一頃より改善しているが、新型コロナウイルス感染症の影
	響からストレスのかかる状況が続くとみられる。こうした情勢を踏まえ、引き続
	き、企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援特
	別プログラムについて、期限を2022年3月末まで半年間延長する。
	(2)長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)(賛成7反対1棄権1)
	次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。
	短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適
	用する。
	「円する。 長期金利:10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な
	金額の長期国債の買入れを行う。
	(3) 資産買入れ方針(賛成8棄権1)
	長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。
	① ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,8
	00億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
	②CP等、社債等については、2022年3月末までの間、合計で約20兆円の残
	高を上限に、買入れを行う。
2 1 10 0	
3月19日	より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検 (1) イールドカーブ・コントロールの運営
	①貸出促進付利制度の創設(4月積み期から適用)
	日本銀行が金融機関の貸出を促進する観点から行っている各種資金供給につい
	て、その残高に応じて一定の金利をインセンティブとして付与する制度(貸出促進付利制度)を創設し、このインセンティブが、短期政策会利と連動するように
	進付利制度)を創設し、このインセンティブが、短期政策金利と連動するように
	する。
	対象となる資金供給とインセンティブの組み合わせについては、3つのカテゴリ
	ーを設ける。今回、①カテゴリー I の適用金利を 0.2%、対象を新型コロナ対応
	特別オペ(プロパー分)、②カテゴリー II の適用金利を 0.1%、対象を新型コロナ
	対応特別オペ(プロパー分以外)、③カテゴリーⅢの適用金利をゼロ、対象を貸出
	支援基金および被災地オペ、とする。各カテゴリーの付利水準および対象となる
	資金供給は、今後の状況に応じて、必要があれば、決定会合で変更する。
	あわせて、マイナス金利政策導入以降の金融機関の日銀当座預金の変動を踏ま
	え、実際の政策金利残高と完全裁定後の政策金利残高の乖離を縮小させるため、

Ĩ		
		補完当座預金制度におけるマクロ加算残高の算出方法を調整する。
		②長期金利の変動幅についての明確化
		長期金利の変動幅について明確化することとし、上下に±0.25%程度とする。な
		お、特に下限については、日々の動きの中で金利が一時的に下回るような場合に、
		そうした動きに厳格には対応しない。
		③連続指値オペ制度の導入
		金利の大幅な上昇を抑制する方法としては、特定の年限の国債を固定金利で無制
		限に買い入れる指値オペがある。これをさらに強化するために、一定期間、指値
		④当面のイールドカーブ・コントロールの運営
		長期金利については、±0.25%程度で変動することを想定している。また、超長
		期金利については、過度な低下は、長い目でみて、経済活動に悪影響を及ぼす可
		能性がある。 もっとも、 特に、 新型コロナウイルス感染症の影響が続くもとでは、
		イールドカーブ全体を低位で安定させることを優先して、イールドカーブ・コン
		トロールの運営を行っていく。
		(2) 資産買入れ等
		① E T F および J – R E I Tの買入れ
		E T F および J − R E I T の買入れについては、感染症の影響への対応のための
		臨時措置として決定したそれぞれ約12兆円および約1,800億円の年間増加
		 ペースの上限を、感染症収束後も継続することとし、必要に応じて、買入れを行
		う。買入れを行ったときは、直ちに政策委員に報告する。
		また、ETF買入れについては、今後、指数の構成銘柄が最も多いTOPIXに
		連動するもののみを買入れることとする。
		② C P 等、社債等の買入れ
		② C F 等、社債等の買入れに C P 等、社債等の買入れについては、2021 年 9 月末までの間、合計で約 2 0 兆
		円の残高を上限に、買入れを行うこととする。なお、感染症の影響への対応とし スのSR笠、牡馬笠の買えれた物でしたがました。 ロのSR笠、牡馬笠の買えれば
		てのCP等、社債等の買入れを終了した後も、一定のCP等、社債等の買入れは
		継続する。
		③金融政策決定会合における金融機構局からの報告
		今後、「経済・物価情勢の展望」を決定する金融政策決定会合(年4回)におい
		て、金融システムの動向について、金融機構局から報告を受けることとする。
2020年	12月18日	新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの半年間延長及び運用面の見直し
(令和 2 年)		(1)CP・社債等の増額買入れ(全員一致)
		CP・社債等の増額買入れの期限を半年間延長し、2021 年9月末までとする。
		CP・社債等買入れについては、引き続き、合計約20兆円の残高を上限に買入
		れを実施するが、このうち、追加買入枠については、C P 等と社債等の合計で 1
		5 兆円とし、市場の状況に応じて、それぞれに配分することとする。
		(2)新型コロナ対応金融支援特別オペ(全員一致)
		新型コロナ対応金融支援特別オペの期限を半年間延長し、2021 年 9 月末までと
		する。あわせて、民間金融機関が独自に行っている中小企業等への新型コロナ対
		応融資を一層積極的に支援するため、同才ペの対象となる適格融資のうち、プロ
		パー融資にかかる一金融機関当たりの上限 (1,000 億円) を撤廃することとする。
	5月22日	1. 「新たな資金供給手段」の具体的な内容を決定(全員一致)。
	J /J 22 []	1.「利にな真金保和子校」の具体的な内容を決定(主真 致)。 (1) 概要
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		貸付先が報告する適格融資の残高を限度に、共通担保を担保として、期間1年以
		内、利率ゼロ%で資金供給を行う制度。
		(2)対象となる適格融資
		①制度融資
		緊急経済対策における無利子・無担保融資や新型コロナウイルス感染症対応とし
		て信用保証協会による保証の認定を受けて実行した融資

②①に準じるプロパー融資

プロパー融資のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等に対して行う、融資条件面で①に準じる融資(1 先当りの上限: 1,000 億円)

(3)「マクロ加算残高」への加算措置

利用残高の2倍の金額を「マクロ加算残高」に加算する。

(4) 当座預金への付利

利用残高に相当する当座預金へ+0.1%を付利する。

(5) 対象先

系統会員金融機関等も利用可能とする。

(6) 実施のタイミング

本措置による資金供給は、5月末時点の金融機関の融資実績を踏まえて、6月中 に開始する予定。

(7) その他

本措置については、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」と一体的に運営する。

2. これにより、企業等の資金繰り支援のための日本銀行の措置として、① C P・社債等の買入れ(残高上限:約20兆円)、②新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ(資金供給の対象<担保として差入れられている民間債務>:約25兆円<4月末現在>)に、③新たな資金供給手段(資金供給の対象<緊急経済対策における無利子・無担保融資を中心とする適格融資>:約30兆円)、が加わることとなった。この3つの措置をあわせて「新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム(特別プログラム)」(総枠約75兆円)とし、期限を半年間延長して、2021年3月末までとすることとした(全員一致)。

4月27日

- 1. CP・社債等買入れの増額等(全員一致)
- CP・社債等の追加買入枠を大幅に拡大し、合計約20兆円の残高を上限に買入れを実施する。あわせて、CP・社債等の発行体毎の買入限度を大幅に緩和するほか、買入対象とする社債等の残存期間を5年まで延長する。
- 2. 新型コロナ対応金融支援特別オペの拡充(全員一致)

3月に導入・開始した新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペについて、金融機関が、企業を中心に幅広く民間部門に対する金融仲介機能を一層発揮することを、しっかりと支援するため、①対象担保範囲の家計債務を含めた民間債務全般への拡大(対象担保:約8兆円→約23兆円<3月末>)、②対象先の拡大(新たに、系統会員金融機関等を含める)、③本オペの利用残高に相当する当座預金への+0.1%の付利、の3つの措置を講じる(付利は5月積み期から実施)。なお、名称は「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」と改める。

これに加えて、日本銀行として、中小企業等の資金繰りをさらに支援するため、 政府の緊急経済対策等における資金繰り支援制度も踏まえた金融機関への新た な資金供給手段の検討を早急に行い、その結果を改めて金融政策決定会合に報告 するよう、議長より執行部に対し、指示がなされた。

3. 国債のさらなる積極的な買入れ

債券市場の流動性が低下しているもとで、政府の緊急経済対策により国債発行が 増加することの影響も踏まえ、債券市場の安定を維持し、イールドカーブ全体を 低位で安定させる観点から、当面、長期国債、短期国債ともに、さらに積極的な 買入れを行う。

- 4. 金融市場調節方針、ETFおよびJ-REITの買入れ方針
- (1) 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)(賛成8反対1)

短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利:10 年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な

下にある程度変動しうるものとする。 (2) ETFおよびJ-REITの買入れ方針(全員一致) ETFおよびJ-REITについて、当面は、それぞれ年間約 12 兆円、年間約 1,800 億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。 3月16日 1. 一層潤沢な資金供給の実施 積極的な国債買入れなどのほか、2. および3. の手段も活用しつつ、当面、円 資金の一層潤沢な供給に努める。 米ドル資金については、カナダ銀行、イングランド銀行、欧州中央銀行、米国連 邦準備制度およびスイス国民銀行と協調して、資金供給オペについて、貸付金利 を 0.25%引き下げるとともに、これまでの1週間物に加え、3か月物を週次で 実施することを公表。 2. 企業金融支援のための措置 (1)「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペ」の導入(全員 一致) 民間企業債務を担保(約8兆円<2020年2月末>)に、最長1年の資金を金利 ゼロ%で供給する新たなオペレーション(残高の2倍の金額を「マクロ加算残高」 に加算)を導入する。同措置は、2020年9月末まで実施する。 (2) CP・社債等買入れの増額(全員一致) CP・社債等の追加買入枠を合計2兆円設け、CP等は約3.2兆円、社債等は約 4.2 兆円の残高を上限に買入れを実施する。増額買入れは、2020 年9月末まで 継続する。 ETF・J-REITの積極的な買入れ(全員一致) ETFおよびJ-REITについて、当面は、それぞれ年間約12兆円、年間約 1,800 億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。 4. 被災地金融機関支援オペの見直し (1) 見直しの趣旨 被災地金融機関支援オペは、これまで、東日本大震災および平成 28 年熊本地震 の各々に対して制度を設け、期限を1年ずつ更新する枠組みとしていた。今般、 新たな枠組みに一本化のうえで、期限を廃止する等の見直しを実施。 (2)見直しの概要 ①枠組みの期限 ・期限を設けない。 ②貸付期間 ・貸付期間を2年以内に延長する(従来は1年以内)。 ③対象先ごとの貸付限度額の見直し ・被災地金融機関の復旧・復興に向けた資金需要を踏まえ、年次で見直す。 ④補完当預制度上の取扱い ・「マクロ加算 2 倍措置」を引き続き講じる。 (3) 実施日 ・新たな枠組みは7月1日から実施する。それまでの間は、現在の枠組みを2か 月間延長する。 2019年 12月19日 1. ETF貸付制度の導入 (1)貸付対象銘柄 (平成31年・ 令和元年) 保有ETF全銘柄のうち、日本銀行が適当と認めたものとする。 (2)貸付対象先 当預取引先のうち、ETF市場の主要参加者として日本銀行が選定した先とす る。貸付対象先は、年1回の頻度で見直す。 (3)貸付方式 日本銀行が保有するETFを、信託財産として管理する受託者を通じて貸し付け

金額の長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上

ı		
		る方式とする。
		(4)貸付期間
		1年以内とする。なお、契約上は、予め返済期限を設けず双方が随時返済を求め
		得る扱いとする。
		(5)貸付利率
		利率入札方式または固定利率方式により決定する。
		(6)貸付日等
		貸付日、貸付金額、貸付先等は、貸付けのつど決定する。
		(7)担保
		時価に掛目を乗じた金額の担保金を受託者に差し入れさせる。担保金には、政策
		金利残高に適用される利率を付す。
	10月31日	新たな「政策金利のフォワードガイダンス」を決定
		「日本銀行は、政策金利については、「物価安定の目標」に向けたモメンタムが損
		なわれる惧れに注意が必要な間、現在の長短金利の水準、または、それを下回る
		水準で推移することを想定している」旨を公表。
	4月25日	1. 政策金利のフォワードガイダンスの明確化
		「日本銀行は、海外経済の動向や消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の
		不確実性を踏まえ、当分の間、少なくとも 2020 年春頃まで、現在のきわめて低
		い長短金利の水準を維持することを想定している」旨を公表。
		2. 強力な金融緩和の継続に資する措置の実施
		(1) 日本銀行適格担保の拡充
		①企業債務に関する信用力要件を、以下の基本方針のとおり緩和する。
		 (i)外部格付けを取得している企業の債務については、当該企業がBBB格相当以
		上の格付けを取得していること。
		 (ii)外部格付けを取得していない企業の債務については、金融機関の自己査定で
) 当該企業が正常先に区分されていること。
		②地方公共団体に対する証書貸付債権等については、貸付条件の決定方法として
		入札等の実施を求めない。非公募地方債については、公募地方債との表面利率お
		よび発行価格較差要件を求めない。
		③セカンダリー市場で取得した政府向け証書貸付債権等を適格担保として受入
		れ得ることとする。
		(2) 成長基盤強化支援資金供給の利便性向上・利用促進
		①「成長基盤強化を支援するための資金供給」(円貨)の利用先に本資金供給の実
		績を踏まえた利用枠を付与し、その範囲内で資金供給を受けられることとする。
		②「成長基盤強化を支援するための資金供給」および「貸出増加を支援するため
		の資金供給」について、新規貸付の実行日の期限を2021年6月まで延長する。
		(3) 国債補完供給(SLF)の要件緩和
		最低品貸料の引き下げ、銘柄別の売却上限額の撤廃等の要件緩和を行う。
		(4) ETF貸付制度の導入
		、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		る制度の導入を検討する。
	1月23日	「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供
	- / 	
		資金供給オペレーション」等の措置について、受付期間を1年間延長することを
		決定(全員一致)。
2018年	7月31日	【「政策金利のフォワードガイダンス」の導入】
(平成 30 年)		1. 政策金利のフォワードガイダンス
		「日本銀行は、2019 年 10 月に予定されている消費税率引き上げの影響を含め
		た経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、現在のきわめて低い長短金利の水
		準を維持することを想定している」旨を公表。

		2. 実務的な対応
		(1)政策金利残高の見直し
		日本銀行当座預金のうち、マイナス金利が適用される政策金利残高(金融機関間)
		で裁定取引が行われたと仮定した金額)を、長短金利操作の実現に支障がない範
		囲で、現在の水準(平均して10兆円程度)から減少させる。
		(2) ETFの銘柄別の買入れ額の見直し
		ETFの銘柄別の買入れ額を見直し、TOPIXに連動するETFの買入れ額を
		拡大する。
	1月23日	「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供
		給」、東日本大震災および熊本地震にかかる「被災地金融機関を支援するための
		資金供給オペレーション」等の措置について、受付期間を1年間延長することを
		決定(全員一致)。
2017年	1月31日	「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供
(平成 29 年)		給 、東日本大震災および熊本地震にかかる「被災地金融機関を支援するための
(1/3% 23)		資金供給オペレーション」等の措置について、受付期間を1年間延長することを
2046/5	0 0 04 0	決定(全員一致)。
2016年	9月21日	【「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入】
(平成 28 年)		1. 長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)
		(1)金融市場調節方針(賛成7反対2)
		金融市場調節方針は、長短金利の操作についての方針を示すこととする。次回金
		融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。今後、必要な
		場合、さらに金利を引き下げる。
		短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適
		用する。
		国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース(保有
		残高の増加額年間約80兆円)をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運
		営する。買入対象については、引き続き幅広い銘柄とし、平均残存期間の定めは
		(2) 長短金利操作のための新型オペレーションの導入(賛成8反対1)
		長短金利操作を円滑に行うため、以下の新しいオペレーション手段を導入する。
		①日本銀行が指定する利回りによる国債買入れ(指値オペ)
		②固定金利の資金供給オペレーションを行うことができる期間を 10 年に延長
		(現在は1年)
		2. オーバーシュート型コミットメント
		2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要
		な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続し、またマネタリー
		ベースの残高は、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比上昇率の実績値が安
		定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続することを表明。
	7月29日	1. ETF買入れ額の増額(賛成7反対2)
	/ /J 29 D	
		ETFについて、保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するよう買入
		れを行う(現行の約3.3兆円からほぼ倍増)。
		2. 企業・金融機関の外貨資金調達環境の安定のための措置(全員一致)
		(1) 成長支援資金供給・米ドル特則の拡大
		成長支援資金供給・米ドル特則(企業の海外展開を支援するため、最長4年の米
		ドル資金を金融機関経由で供給する制度)の総枠を 240 億ドル(約 2.5 兆円)
		に拡大する(現行の 120 億ドルから倍増)。
		(2)米ドル資金供給オペの担保となる国債の貸付け制度の新設
		金融機関に対する米ドル資金供給オペに関し、担保となる国債を、日本銀行当座
		預金を見合いとして貸し付ける制度を新設する。
1		18世 とカログ・この (男 の下)の でかえ (とがは 2 で)。

		3. 次回の金融政策決定会合において、「量的・質的金融緩和」・「マイナス金利付
		き量的・質的金融緩和」のもとでの経済・物価動向や政策効果について総括的な
		検証を行うこととし、議長はその準備を執行部に指示した。
	4月28日	熊本地震の被災地の金融機関を対象に、復旧・復興に向けた資金需要への対応を
		支援するため、被災地金融機関支援オペ(貸付総額 3,000 億円、無利息で実施、
		残高の2倍の金額をゼロ%の金利を適用する「マクロ加算残高」に加算)等の措
		置を導入することを決定(全員一致)。
	3月15日	「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を円滑に実施する観点からの実務的な
		対応を決定。
		1.0%の金利を適用する「マクロ加算残高」の見直しを原則として3か月毎に
		行う。
		 2.MRFの証券取引における決済機能に鑑み、MRFを受託する金融機関の「マ
		 クロ加算残高」に、受託残高に相当する額(昨年の受託残高を上限とする)を加
		える(4月積み期から適用)。
		3. 金融機関の貸出増加に向けた取り組みをより一層支援するため、今後「貸出
		支援基金 および「被災地金融機関支援オペーの残高を増加させた金融機関につ
		- いては、増加額の2倍の金額を「マクロ加算残高」に加算することとする(5月
		積み期から適用)。
	1月29日	【「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入】
	-/3>	1. 「金利」: マイナス金利の導入(賛成5反対4)
		全融機関が保有する日本銀行当座預金に▲0.1%のマイナス金利を適用する。今
		後、必要な場合、さらに金利を引き下げる。
		具体的には、日本銀行当座預金を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に
		応じてプラス金利、ゼロ金利、マイナス金利を適用する。
		実施する。
		2.「量 :金融市場調節方針(賛成8反対1)
		次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。
		マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場
		3.「質」:資産買入れ方針(賛成8反対1)
		3. 「食」・食性臭人(い)」「(食成の人ろ」」 資産の買入れについては、以下のとおりとする。
		(1)長期国債について、保有残高が年間約 80 兆円に相当するペースで増加す
		くけん 及列国優に ラッ・と、 保育が間が 平間が 50 分に 引き出当する こく くて 自然 す るよう買入れを行う。 ただし、 イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、
		るよう真人にで行う。たたし、イールドカーラ里体の並列は「他にす既無から、 金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年~12 年
		程度とする。
		1年度とする。 (2)ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円、
		年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
		(3)CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持
		する。
		する。 4.「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の継続
		サーマイノへ並が引き重め、質的並融版相」の機能 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続す
		ロ本銀行は、2〜000 「初価女足の日信」の美現を日指し、これで女足的に持続9 るために必要な時点まで、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を継続する。
		るために必要な時点まで、「マイナス並利的さ重的・負的並融緩和」を秘続する。 今後とも、経済・物価のリスク要因を点検し、「物価安定の目標」の実現のために
		必要な場合には、「量」・「質」・「金利」の3つの次元で、追加的な金融緩和措置を 講じる。
2015年	12月18日	調しる。 1. 設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業に対するサポート
2015 年 (平成 27 年)	14/710 [1. 設備・人材投員に負極的に取り組んでいる正案に対するリホート (1)新たなETF買入れ枠の設定(賛成6反対3)
(〒/JX, Z / ++ /		(1)利になど1F負人が呼の設定(負成で及れる) ETFの買入れについて、現在の年間約3兆円の買入れに加え、新たに年間約
I		3,000 億円の枠を設け、「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株

		式を対象とするETFを買入れる。当初は、JPX日経 400 に連動するETF
		を買入対象とし、この施策の趣旨に合致する新規のETFが組成された場合に
		は、速やかに買入対象に加える。新たな枠によるETF買入れは、日本銀行が買
		入れた銀行保有株式の売却開始に伴う市場への影響を打ち消す観点から、2016
		年4月より開始する。
		(2)成長基盤強化支援資金供給の拡充(全員一致)
		成長基盤強化支援資金供給における適格投融資として、現在の 18 項目に、「設
		備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」を追加するとともに、本項目の投
		融資について、手続きを簡素化する。
		(3)貸出支援基金等の延長(全員一致)
		「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供
		給」、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」および「被災
		地企業等にかかる担保要件の緩和措置」について、受付期間を1年間延長する。
		2. 「量的・質的金融緩和」の円滑な遂行のための措置
		(1)日本銀行適格担保の拡充(全員一致)
		「量的・質的金融緩和」のもとでの長期国債買入れに伴って金融機関が保有する
		適格担保が減少していることを踏まえ、外貨建て証書貸付債権を適格担保とする
		ほか、金融機関の住宅ローン債権を信託等の手法を用いて一括して担保として受
		け入れることを可能とする制度を導入する。
		(2)長期国債買入れの平均残存期間の長期化(賛成6反対3)
		長期国債のグロスベースでの買入れ額が増大することが見込まれることから、買
		入れを柔軟かつ円滑に実施するため、平均残存期間を現在の 7 年~10 年程度か
		ら、7年~12 年程度に長期化する。また、国債の市場流動性を確保する観点か
		 ら、国債補完供給(SLF)の連続利用日数に関する要件を緩和する。いずれも
		2016年1月から実施する。
		(3) J-REITの買入限度額の引き上げ(賛成6反対3)
		現在、J-REITについては、銘柄別の買入限度額を当該銘柄の発行済投資口
		の総数の「5%以内」としているが、市場における発行残高との対比でみた日本
		銀行の保有残高が増加していることから、これを「10%以内」に引き上げる。
	1月21日	1. 近く期限の到来する「貸出増加を支援するための資金供給」(以下「貸出増加
	1/] 21 🖂	1. 近く別成の野木する「負出省加ビ文援するための負金に配」(以下「成長基盤強化支援」)、 支援」)、「成長基盤強化を支援するための資金供給」(以下「成長基盤強化支援」)、
		文援」、「成長基盤強化を支援するための資金供給オペレーション および「被災地企
		業等にかかる担保要件の緩和措置」について、以下のとおりとする(全員一致)。
		(1)期限を1年間延長する。
		(2)「成長基盤強化支援」(本則)の対象金融機関毎の上限を1兆円から2兆円
		へ、総枠を7兆円から10兆円にそれぞれ引き上げる。
		(3)「貸出増加支援」および「成長基盤強化支援」について、日本銀行の非取引
		先金融機関が各々の系統中央機関を通じて制度を利用し得る枠組みを導入する。
2014年	10月31日	1. マネタリーベース増加額の拡大(賛成 5 反対 4)
(平成 26 年)		マネタリーベースが、年間約80兆円(約10~20兆円追加)に相当するペース
		で増加するよう金融市場調節を行う。
		2. 資産買入れ額の拡大および長期国債買入れの平均残存年限の長期化(賛成 5
		反対 4)
		(1)長期国債について、保有残高が年間約 80 兆円(約 30 兆円追加)に相当
		するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低
		下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存
		期間を 7 年~10 年程度に延長する(最大 3 年程度延長)。
		(2) ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円
		(3 倍増)、年間約 900 億円(3 倍増)に相当するペースで増加するよう買入れ
		を行う。新たにJPX日経 400 に連動するETFを買入れの対象に加える。
•	•	

2月18日 1. 近く期限の到来する「貸出増加を支援するための資金供給」と「成長基盤強 化を支援するための資金供給」について、規模を2倍としたうえで、1年間延長 する(全員一致)。 (1)「貸出増加を支援するための資金供給」については、金融機関が貸出を増加 させた額の2倍まで、日本銀行から資金供給を受けられることとする。 (2)「成長基盤強化を支援するための資金供給」については、本則の総枠を3兆 5千億円から7兆円に倍増する。 (3) 両資金供給について、固定金利 0.1%で4年間(現在は1~3年間)の資 金供給を受けられることとする。 2. 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび被災地企業 等にかかる担保要件の緩和措置について、1年間延長する(全員一致)。 2013年 4月4日 【「量的・質的金融緩和」の導入】 (平成 25 年) 1. 「量的・質的金融緩和」の導入 日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率 2%の「物価安定の目標」を、2 年程度 の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する。このため、マネタリーベー スおよび長期国債・ETFの保有額を2年間で2倍に拡大し、長期国債買入れの 平均残存期間を 2 倍以上に延長するなど、量・質ともに次元の違う金融緩和を行 (1) マネタリーベース・コントロールの採用(全員一致) 量的な金融緩和を推進する観点から、金融市場調節の操作目標を、無担保コール レート(オーバーナイト物)からマネタリーベースに変更し、金融市場調節方針 を以下のとおりとする。 「マネタリーベースが、年間約60~70兆円に相当するペースで増加するよう金 融市場調節を行う。」 (2)長期国債買入れの拡大と年限長期化(全員一致)

イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、長期国債の保有残高が年間約50 兆円に相当するペースで増加するように買入を行う。また、長期国債の買入対象を40年債を含む全ゾーンの国債としたうえで、買入れの平均残存期間を現状の3年弱から国債発行残高の平均並みの7年程度に延長する。

(3) ETF、J-REITの買入れ拡大(全員一致)

資産価格のプレミアムに働きかける観点から、ETFおよび J-REITの保有 残高が、それぞれ年間約 1 兆円、年間約 300 億円に相当するペースで増加する よう買入れを行う。

(4)「量的・質的金融緩和」の継続(賛成8反対1)

「量的・質的金融緩和」は 2%の「物価安定目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続する。

- 2. 「量的・質的金融緩和」に伴う対応
- (1) 資産買入等の基金の廃止

資産買入等の基金は廃止する。「金融調節上の必要から行う国債買入れ」は、既存の残高を含め、上記の長期国債の買入れに吸収する。

(2) 日銀券ルールの一時的適用禁止

いわゆる「日銀券ルール」※を、「量的・質的金融緩和」の実施に際し、一時停止する。

※「金融調節上の必要から行う国債買入れ」を通じて日本銀行が保有する長期国債の残高について、日本銀行券発行残高を上限とするという考え方(2001 年 3 月 19 日決定)

(3) 市場参加者との対話の強化

市場参加者との間で、金融市場調節や市場取引全般に関し、これまで以上に密接な意見交換を行う場を設ける。また、差し当たり、市場の国債の流動性に支障が生じないよう、国債補完供給制度(SLF)の要件を緩和する。

		3. 被災地金融機関支援基金の延長
		一被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび被災地企業等
		にかかる担保要件の緩和措置を1年間延長する。
	1月22日	【「物価安定の目標」の導入】
	17,322 11	1.「物価安定の目標」の導入(賛成7反対2)
		日本銀行は、物価安定についての考え方に関する議論を行い、「物価安定の目標」
		を導入することとし、あわせて「金融政策運営の枠組みのもとでの『物価安定の
		目標』について」を公表することとした。物価安定の目標は消費者物価の前年比
		上昇率で 2%とした。
		2.「期限を定めない資産買入れ方式」の導入(全員一致)
		日本銀行は、物価安定の目標の実現を目指し、実質的なゼロ金利政策と金融資産
		の買入れ等の措置を、それぞれ必要と判断される時点まで継続することを通じ
		て、強力に金融緩和を推進することとした。その際、資産買入等の基金の運営に
		ついて、現行方式での買入れが完了した後、2014年初から、期限を定めず毎月
		一定額の金融資産を買い入れる方式を導入し、当分の間、毎月、長期国債2兆円
		程度を含む13兆円程度の金融資産の買入れを行うこととした。
		3. 政府・日本銀行の共同声明の公表 (賛成 7 反対 2)
		日本銀行は、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の
		政策連携について(共同声明)」を政府と共同して、公表することを決定した。
2012年	12月20日	1. 「資産買入等の基金」の増額決定(全員一致)
(平成 24 年)		「資産買入等の基金」を 91 兆円程度から 101 兆円程度に 10 兆円程度増額す
		る。基金増額の対象については、短期国債を5兆円程度、長期国債を5兆円程度
		とする。「資産買入等の基金」を通じた今後1年間の追加的な資産買入れ額は、
		既に決定したものと合わせ、36 兆円程度となる。
		2.「貸出増加を支援するための資金供給」の詳細決定(全員一致)
		 「貸出増加を支援するための資金供給」は、金融機関の貸出増加額について、希
		望に応じてその全額を低利・長期で無制限に資金供給するものである。その詳細
		について、実施機関を 2014 年 3 月末までの 15 ヶ月間とすることなど決定し
		た。「貸出増加を支援するための資金供給」による供給額は、様々な要素に依存す
		るが、最近の貸出実績を前提にすると、15 兆円を上回ると想定できる。
		3. 物価安定についての考え方に関する議長指示
		日本銀行は、「中長期的な物価安定の目途」について、原則としてほぼ 1 年ごと
		に点検していくこととしている。次回金融政策決定会合において、金融政策運営
		に当たり目指す中長期的な物価の安定について検討を行うこととし、議長は、必
		要な論点を整理し、次回の会合で報告するよう、執行部に指示した。
	12月13日	「中央銀行間スワップ取極の延長」を公表
		カナダ銀行、イングランド銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度およびスイス
		国民銀行は、米ドル・スワップ取極について、2014年2月1日まで延長するこ
		とを公表した。(当該米ドル・スワップ取極は、従来、2013 年 2 月 1 日まで継
		続するとされていたもの。)
		また、上記中央銀行は、市場の状況によって必要とされる場合に、各国・地域に
		おいてこれらの中央銀行がいずれの通貨でも流動性供給を行うことを可能とす
		るスワップ取極についても、2014 年 2 月 1 日まで延長することとした。(当該
		スワップ取極は、2013 年 2 月 1 日まで継続するとされていたもの。)
		日本銀行も次回(12月20日)の金融政策決定会合において、これらのスワップ
		取極の延長を検討する予定であることを公表した。
	10月30日	1. 資産買入等の基金の増額を決定。(全員一致)
		長めの金利やリスク・プレミアムへのさらなる働きかけを通じて、企業や家計等
		の金融環境をより緩和的にするため、資産買入等の基金を 80 兆円程度から 91
1		兆円程度に 11 兆円程度増額する。増額分の買入対象資産ごとの内訳は、以下の

	通りとし、2013 年 12 月末までに増額を完了する。
	・長期国債:5兆円程度
	・国庫短期証券:5兆円程度
	・CP 等:0.1 兆円程度
	・社債等: 0.3 兆円程度
	・指数連動型上場投資信託:0.5 兆円程度
	・不動産投資信託: 0.01 兆円程度
	2.「貸出増加を支援するための資金供給」の枠組みを創設。(全員一致)
	金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す
	観点から、金融機関の貸出増加額について、希望に応じてその金額を低利・長期
	で資金供給する。資金供給の総額の上限は設定せず、無制限とする。本措置によ
	る資金供給と「成長基盤強化を支援するための資金供給」を合わせて、「貸出支援
	基金 とする。
	3. 政府・日銀は共同で「デフレ脱却に向けた取組について」を発表。
9月19日	資産買入等の基金につき、以下を決定。(全員一致)
	1. 資産買入等の基金を 70 兆円程度から 80 兆円程度に 10 兆円程度増額する。
	基金の増額に当たり、買入れの対象は短期国債(5兆円程度)および長期国債(5
	北円程度)とする。資産買入等の基金の増額は、2013年12月を目途に完了す
	る。このうち、短期国債の増額は2013年6月末を目途に完了する。長期国債の
	増額は 2013 年 12 月末を目途に完了する。これにより、2012 年 12 月末時点、
	2013 年 6 月末時点および 2013 年 12 月末時点における基金の規模は、それぞ
	2015 年 0 万木崎点のある 2015 年 12 万木崎点におりる金皿のが展は、 Cite れ 65 兆円程度、75 兆円程度および 80 兆円程度となる。
	100 元 12 12 12 12 12 12 12 12
	(現在、年 0.1%)を撤廃する。社債の買入れについても同様とする。
7月12日	固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション等において応札額が未達となる
//) 12 []	ケースがみられていることから以下の措置を決定。
	1. 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを5兆円程度減額し、短期
	国信買入れを5兆円程度増額する。
	(現在、年 0.1%)を撤廃する。CPの買入れについても同様とする。
	3. 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションについて、金融機関の資金
	需要に柔軟に対応するため、「期間3か月」と「期間6か月」の区分をなくし、
	「期間6か月以下」とする。
4月27日	「資産買入等の基金」について以下を決定。(全員一致)
7/7/2/11	1. 資産買入等の基金を 65 兆円程度から 70 兆円程度に 5 兆円程度増額する。
	一
	(1)長期国債の買入れを10兆円程度増額する。
	(1) 長朔国債の負人れて 10 兆 145 年級 9 る。 (2)指数連動型上場投資信託受益権(ETF)の買入れを2千億円程度、不動
	(2) 自数建勤主工物及員信託文価権 (2 1 1) の員八代と2 1 総計程度、不勤 産投資法人投資口(J-REIT)の買入れを百億円程度、それぞれ増額する。
	(3)期間6か月の固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションについては、
	「「「「「」」」」
	2. 買入れ対象とする長期国債の残存期間については、今回の増額分を含めて多
	2. 質べんが家とする長州国債の残け期間については、ラロの増銀がで召めて多 額の買入れを円滑に進め、長めの金利へ効果的に働きかける観点から、従来の「1
	年以上2年以下」を「1年以上3年以下」に延長する。社債についても、長期国
	中以工と中以下」で「1 年以工3 年以下」に延長する。社順に Jいても、長期国 債と同様に、買入れ対象の残存期間を延長する。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	5. 基金の70%円径度70%円額は2013年0月末で日本に光丁する。なの、本 年末時点における基金の規模は従来通り65兆円程度とする。
4月10日	千木時点にのける基金の残侯は従木通り 05 兆円住屋とする。 「成長基盤強化を支援するための米ドル資金供給」(米ドル特則) の詳細を決定。
3月13日	1. 成長基盤強化を支援するための資金供給を3兆5千億円から5兆5千億円
2/3131	
	に2兆円増加することを決定。

		(1)成長支援資金供給(本則)では対象としていない小口の投融資を対象に、新たに5千億円の貸付枠(小口特則)を導入する。 (2)成長に資する外貨建て投融資を対象に、日本銀行が保有する米ドル資金を用いて、新たに1兆円の貸付枠(米ドル特則)を導入する。本特則については、議長は、執行部に対し、次回の金融政策決定会合までに具体的な検討を行い、報告するよう指示した。 (3)2010年6月に導入した成長支援資金供給(本則)について、新規貸付の受付期限を2014年3月末まで2年延長するとともに、貸付枠を3兆円から3兆5千億円に5千億円増額する。 (4)2011年6月に導入した出資や動産・債権担保融資(いわゆる「ABL」)などを対象とした成長支援資金供給(ABL特則)について、現行5千億円の貸付枠のもとで、新規貸付の受付期限を2014年3月末まで2年延長する。 2.被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションについて、現行1兆円の貸付枠のもとで、貸付の受付期限を2013年4月末まで1年延長する。被災地企業等にかかる担保用件の緩和措置についても、その適用期限を2014年4月末まで1年延長する。
	2月14日	【「中長期的な物価安定の目途」の導入】
	2/3111	1. 中長期的に持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率として、「中長期的な物価安定の目途(goal)」を示した。具体的には、「『中長期的な物価安定の目途』は、消費者物価の前年比上昇率で2%以下のプラスの領域にあると判断し、当面は1%を目途とする」とする。
		コニは「ルゼコダビッグ」とグで。 2. 金融緩和政策の時間軸として、「当面、消費者物価の前年比上昇率1%を目指
		して、それが見通せるようになるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入
		れ等の措置により、強力に金融緩和を推進していく。ただし、金融面での不均衡
		の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、
		問題が生じていないことを条件とする」とする。
		3. 資産買入等の基金を 55 兆円程度から 65 兆円程度に 10 兆円程度増額する
		ことを決定。買入れの対象は長期国債とする。
2011年	11月30日	「国際短期金融市場の緊張への中央銀行の協調対応策」公表
(平成 23 年)		・主要 6 中央銀行間における米ドル・スワップ取極に適用される金利を 0.5%ポ
		イント引き下げ、12月5日から実施。これにより、現在日本銀行が実施してい
		る固定金利方式の米ドル資金供給オペレーションの貸付金利も引き下げられ、新
		たな貸付金利は、貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワ
		ップ市場の実勢金利に 0.5%ポイント上乗せしたものに。
		│・各中央銀行間でそれぞれ為替スワップ取極を締結。これにより、日本銀行は、│ │5中央銀行が必要とする場合に円資金を供給することが可能となるとともに、日 │
		3 中央銀11 が必安とする場合に円負金を供給することが可能となることでに、日 本銀行が必要とする場合に現行の米ドルを含む5 通貨の調達が可能に。
		・取極の期限を2013年2月1日まで6ヶ月延長。
	10月27日	資産買入等の基金を 50 兆円程度から 55 兆円程度に 5 兆円程度増額し、金融緩
	10/12/ [和を強化することを決定(賛成8反対1)。資産買入等の基金の増額に当たって
		は、長期国債を対象とする。
	10月7日	「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の受付期限を 6 ヶ
		月延長し 2012 年 4 月末とする。
		被災地企業等にかかる担保適格要件の緩和措置についても、その適用期限を 6 ヶ
		月延長し、2013 年 4 月末とする。
	8月4日	資産買入等の基金を 40 兆円程度から 50 兆円程度に 10 兆円程度増額し、金融
		緩和を強化することを決定。(全員一致)
	6月29日	「中央銀行間米ドル・スワップ取極の延長」の公表
		米ドル・スワップ取極について、米国連邦準備制度との間で 2012 年 8 月 1 日ま
<u> </u>		で延長することを、次回(7月12日)の金融政策決定会合において検討する予

		定を公表した。(当該米ドル・スワップ取極は、2010年5月に締結され、2011
		年8月1日までとされていたもの。)
	6月14日	「成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠」の設定を決定。
		1. 対象とする投融資
		(1) 出資等(資本性を有する投融資)
		(2)動産・債権担保融資(いわゆる「ABL」)等、不動産担保および人的保証
		に依存しない融資
		2. 対象先金融機関
		成長基盤強化支援資金供給の対象先金融機関
		3. 資金供給方式
		共通担保を担保とする貸し付け
		4. 貸付期間 原則2年とし、1回の借り換えを可能とする(最長4年)。
		新規貸付は、四半期に1回の頻度で実施する予定。
		5. 貸付利率 0.1%
		6. 貸付総額 5千億円(従来の3兆円の貸付総額とは別に設定する)
	4月28日	1.「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を決定。
		2. 被災地企業等債務にかかる担保適格要件を緩和
	4月7日	1. 被災地の金融機関を対象に、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要へ
		の初期対応を支援するため、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレ
		ーション」の骨子素案(下記)を取り纏め。
		2. 今後の被災地の金融機関の資金調達余力確保の観点から、担保適格要件の緩
		和を図る。
		3. 議長は、執行部に対し、これら2つの措置について具体的な検討を行い、次
		回の金融政策決定会合において報告するよう指示。
		・「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の骨子素案
		(1) 対象先
		被災地に営業所を有する金融機関で、共通担保資金供給オペ(全店貸付)の対象 先のうち希望する先
		元のフラ布筆する元 系統金融機関については、共通担保資金供給オペ(全店貸付)の非対象先や非当
		宗祝金融[機関については、呉通恒保真金長福ガブ(至石真竹)の非対象光や非当 座預金取引先についても取引先金融機関を通じて資金供給を行うことを検討
		(注) 被災地は、東日本大震災にかかる災害救助法の適用指定を受けている地域
		(岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部)
		(2)資金供給方式
		大通担保を担保とする貸し付け
		(3)貸付期間 1年
		(4)貸付利率 0.1%
		(5)貸付総額 1兆円
		(6) 対象先毎の貸付限度額、貸付受付期間
		 対象先の被災地での貸出状況等を踏まえ、対象先毎の貸付限度額、貸付受付期間
		を定める
	3月14日	リスク性資産を中心に資産買入等の基金を 5 兆円程度増額し、40 兆円程度とす
		ることを決定。(賛成8反対1)
2010年	12月21日	米国連邦準備制度との間で締結している米ドル・スワップ取極および米ドル資金
(平成 22 年)		供給オペレーションの期限を 2011 年 8 月 1 日まで延長することを決定。(当該
		米ドル・スワップ取極は、2010 年 5 月に締結され、2011 年 1 月までとされて
		いたもの。)
	11月5日	資産買入等の基金を通じて行う指数連動型上場投資信託(ETF)および不動産
		投資信託(J-REIT)の買入について、買入対象の詳細や信託銀行を受託者
		とする買入方式などの具体的な運用を定める買入基本要領等を決定。
	10月28日	資産買入等の基金について、基金の総額や買入対象資産ごとの買入限度額、買入
_		►□□★行姿性 ず 会社

方式などの具体的な運営に関する基本要領等を決定。(全員一致、但し、長期国債 および国庫短期証券を資産買入等の基金の買入対象資産とすることについて賛 成8反対1)

- (1) 基金の総額:35 兆円程度
- ·資産買入:5兆円程度
- ・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション:30 兆円程度
- (2)買入対象資産ごとの買入限度額
- ・長期国債、国庫短期証券:3.5兆円(うち、長期国債1.5兆円程度)。なお、本基金による買入れにより保有する長期国債は、いわゆる「日銀券ルール」の対象外とする。
- ・CP等、社債等:それぞれ 0.5 兆円程度
- ・指数連動型上場投資信託: 0.45 兆円程度(認可取得を条件とする)
- ・不動産投資信託:0.05 兆円程度(認可取得を条件とする)

10月5日 【「包括的金融緩和」の導入】

1. 金利誘導目標の変更(全員一致)

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す (公表後直ちに実施)。なお、補完当座預金制度の適用利率、固定金利方式・共通 担保資金供給オペレーションの貸付利率および成長基盤強化を支援するための 資金供給の貸付利率は、引き続き 0.1%。

2.「中長期的な物価安定の理解」に基づく時間軸の明確化

日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」(「消費者物価指数の前年比で 2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は 1%程度を中心と考えている。」)に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく。ただし、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、問題が生じていないことを条件とする。

3. 資産買入等の基金の創設(賛成8反対1)

国債、CP、社債、指数連動型上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(J-RIET)など多様な金融資産の買入れと固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行うため、臨時の措置として、バランスシート上に基金を創設することを検討する。このため、議長は、執行部に対し、資産買入等の基金の創設について具体的な検討を行い、改めて金融政策決定会合に報告するよう指示した。

8月30日 「金融緩和の強化」を決定(賛成8反対1)

固定金利方式の共通担保オペレーションについて、期間 6 か月物を新たに導入したうえで、同オペを通じた資金供給を大幅に拡大することとした。期間 6 か月の資金供給規模は 10 兆円程度。

6月15日

「成長基盤強化を支援するための資金供給の概要」公表

- 1. 対象金融機関
- ・共通担保オペ(全店貸付)の対象先のうち希望する先。
- ・各対象金融機関は、成長基盤強化に向けた取り組み方針を策定し、要件を満たすことにつき日本銀行の確認を受ける。
- 2. 資金供給の方式
- ・共通担保を担保とする貸し付け(共通担保オペと同じ電子貸付方式)。
- 3. 貸付期間、借り換え可能回数
- ・貸付期間は原則1年とし、3回まで借り換えを可能とする(最長4年)。-新規貸付は、四半期に1回のペースで実施する予定。
- 4. 貸付利率
- ・貸付時の無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準
- 5. 貸付限度額
- (1)貸付総額
- ・貸付総額の残高上限は3兆円-1回当りの貸付総額は1兆円を限度とする。

(2) 対象金融機関中の貸付限度額	I		
・各対象金融機関は、1.の取り組み方針のもとで行った各四半期の融資。投資の実績の範囲的に、借入れを行うことができる。 ・食付を付期限 ・2012年3月末(新規貸付の最終実行期限は同年6月末)。 「成長基際光化を支援するための資金供給の骨子素案」公表 1.対象光 共通担保オイ(全店貸付)の対象先のうち希望する先 2.資金供給の方式 3.貸付期間 原則1年とし、借り換え(ロールオーバー)を可能とする。 4.貸付期の無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準 5.対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長基機強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の金融機関の対して貸付付けを行う。 6.貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた配資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受付付はの期限)、借り換 え可能な回数を定める。 「中央銀行の協調が応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表・米国連邦準等偏制度との間で米ドル・スフップ取極めを再降結すること、および米ドル海金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。「成長基整強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基整強化を支援するための資金供給」の検討 協定会議が化を支援するための資金供給」の検討 協定会議が化を支援するための資金供給」の検討 は、我長基を決定として、およているの場合、表別の機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 固定金利ガス・大連通程質金供給オペレーションの運用 (1)期間:3カ月 (2)オファー頻度・週2回 (3)資金供給額(1回当たり):8干億円程度 これにより当イへの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中級間スワップ取極」の多でを公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極がより第合供給発展に、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加・オペレーションも完了することとした。上記に使い、これを任めに大力で実施してきた米ドルの資金供給者での対象を使いでは、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの前域にあり、委員の大勢は1%を投援で中心と考えている」とした。「金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給予股の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給予股の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給予股の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給予股の導入によって、やや長のの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給予股の導入によって、やや長の機関を開発を受け、またりに対しているのでは、対しているのでは、対しないる			
の実績の範囲内で、借入れを行うことができる。 6. 資付受付期限 ・ 2012 年 3 月末(新規貸付の扇終案行期限は同年 6 月末)。 「成長基盤増化を支援するための資金供給の件子素案」公表 1. 対象先 共通程保才へ(全店貸付)の対象先のうち希望する先 2. 資金供給の方式 共通程保とする貸し付け(共通担保オペと同様の方式) 3. 貸付期間 原則1 年とし、借り換え(ロールオーバー)を可能とする。 4. 貸付利率 貸付時の無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準 5. 対象先の登録を開催した。当該を融機関に対して貸し付けを行う。 6. 貸付総額。貸付受付期限等 成長基盤増化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける研う)。 6. 貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける研り)、借り換 元司能な回放を定める。 「中央銀行の認測が応策について「米ドル資金供給策の整備について」を公表。 米国連邦準備制度との間で米ドル・スフップ取極めを再締結すること、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 「成長基確定化を設するための資金供給」の検討 議長は、成長基確定化を設するための資金供給」の検討 議長は、成長基確定化を設するための資金供給、の検討 議長は、成長基確に増設することによる。執行部に指示した。 3月17日 固定金利オへを木幅に増証することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の 近元を決定(賃度5 反対 2) ・固定金利力式・共通担保資金供給オペレーションの連用 (1)期間:3 か月 (2) オファー頻度:週2 回 (3) 資金供給領 (1回当たり):8 千億円程度 これにより当オへの資金供給制模は、現在の 10 兆円程度から、20 兆円程度に増加 「中銀間スワップ取種」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年 2 月 1 日を期限とする米ドル・スフップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスフップ取極を、予定通り終す することとした。上記に任い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル・境へ供給 オペレーションも売了することとなった。 12 月 18 日 「叶長期的な物価変定の理解」の明確化」を公表 「中長期のな物価変定の理解」の明確化」を公表 「中長期のな物面変定の理解」の明確化「を公表 「中長期のな物面変定の理解」の明確化「を公表 「中長期のな物面変定の理解」の明確化「多公表 「中長期のな物面変定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で 2 %以下のブラスの領域にあり、委員の大勢は1 %程度を中心と考えている」とした。「金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入(1)金利・固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			・対象金融機関毎の貸付残高の上限は 1500 億円。
6.貸付受付期限			・各対象金融機関は、1.の取り組み方針のもとで行った各四半期の融資。投資
- 2012年3月末(新規貸付の最終実行期限は同年6月末)。 「成長基盤強化を支援するための資金供給の骨子素素」公表 1. 対象未 共通担保オペ(全店賃付)の対象先のうち希望する先 2. 資金供給の方式 共通担保オペ(全店賃付)の対象先のうち希望する先 2. 資金供給の方式 3. 賃付期間 原則1年とし、借り換え(ロールオーバー)を可能とする。 4. 貸付利率 賃付時の無担保コールレート(オーバーオーバー)を可能とする。 4. 貸付利率 賃付時の無担保コールレート(オーバーオーバー)を可能とする。 4. 貸付利率 賃付時の無担保コールレート(オーバーオーバー)を可能とする。 6. 賃付総額、賃付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、賃付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換 2. 可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。 米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、たま、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制で表の大きを決定。 1月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組み資金供給面から支援する方法について放射を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 図定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(損害5万歳)に対して終財を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 1月28日 「中銀間スワップ取極」の自分に対しが中程度 これにより当才への資金供給規模は、現在の10 兆円程度から、20 兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」1回)に対し、10 兆円程度があるよう、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル・スワップ取極なよびよりに参加を開始しまなまた。 「中長期的な物価を定で理解」については、「消費者物価指数の前年比で 2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%を提集 「中長期的な物価を定で理解」については、「消費者物価指数の前年比で 2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%を対象にあり、委員の大勢は1%を対象によりに、10 全機能を目のの強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手限の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通度、企業総単限の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融機和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手限の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通信を対象になりませい場合は、1%を見入しまれば、10 全域に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に			の実績の範囲内で、借入れを行うことができる。
5月21日			6.貸付受付期限
1. 対象先 共通担保オペ(全店貸付)の対象先のうち希望する先 2. 資金供給の方式 共通担保を担保とする貸し付け(共通担保オペと同様の方式) 3. 貸付期間 原則1年とし、債り換え(ロールオーバー)を可能とする。 4. 貸付利率 貸付時の無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準 5. 対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長基施強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実籍に基づき、当該金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措直の開始時に、貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組みが気等を踏まえ、本措直の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける開限)、借り換え可能化回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表・米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを指縁結ちること、表述で、ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 1成長基盤強化を支援するための資金供給、の検討議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行前に指示した。 3月17日 固定金利イベを大幅に増額することによる。や中長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(貸成5反対2)・固定金利イベを大幅に増額することによる、や中長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(貸成5反対2)・固定金利イベを大幅に増額することによる、や中長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定、1月1日を開限と3回り、1月1日を開限とする米ドル・スワップ取極がはが乗り返り、現在の10米円程度で増加 「中銀間スワップ取極」が2回 (2) オファー対域と各国中央銀行は、表年2月1日を開限とする米ドル・スワップ取極がおボンボードルが入の適負供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとなった。 「中長期的な物価安定の理解」の関係は、を公表「中長期的な物価安定の理解」の開催は、を公表 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの節域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融製和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融製和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融製和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融製和の強化を図ることを決定(全員の大勢時の違入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融製和の供りではため関係は存成を図ることを決定(1)金利:固定金針が長の導入(1)金利:固定金利(無担保コールレートくオーバーナイト物)の誘導自標水準、0.1%)			・2012年3月末(新規貸付の最終実行期限は同年6月末)。
共通担保・オペ(全店貸付)の対象先のうち希望する先 2、資金供給の方式 共通担保を配保とする貸し付け(共通担保オペと同様の方式) 3、貸付期間 原則1年とし、値り接え(ロールオーバー)を可能とする。 4、貸付利率 貸付時の無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準 5、対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長基盤強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措直の開始時に、貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた職争・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措直の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換え可能と回数を定める。 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表、米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 国定金利方式・共通担保資金供給オベレーションの連用 (1)期間3か月 (2)オファー頻度:週2回 (3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極がおが個でよの機能が表してきた米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終すすることとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給利利の連び上の登録については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、受員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「完金機和の強化」を決定(全員一数)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やり長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和のよりによりに対し、対域を対しによりに対し、対域を対し、対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域		5月21日	「成長基盤強化を支援するための資金供給の骨子素案」公表
2. 資金供給の方式 共通担保を担保とする貸し付け(共通担保オペと同様の方式) 3. 負付期間 原則1年とし、借り換え(ロールオーバー)を可能とする。 4. 負付利率 資付時の機理保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準 5. 対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長星盤強化に向けた取組み方針の投示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。 6. 負付総額、貸付受付期限等 成長基礎が低に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、貸付総額、負付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換え可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調が応策について」「米トル資金供給策の整備について」を公表・米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、および米ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、および米ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、および米ドル資金が表すべて、機能に関係することによる、や中長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(資成 5 反対 2)・固定金利方式・共通担保資金供給イベレーションの運用(1)期間:3 か月(2)オファー物度: 週2回(3)資金供給利益(1回当たり):8 干傷円程度これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表・米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極があたび米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終すすることとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給 オペレーションも完了することとなった。 「中長期的な物価で定の理解」の開催しを公表 「中長期的な物価で定の理解」の開催しを公表 「中長期的な物価で定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融機和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を対し、12月1日 「全無機和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融機和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を可心と考えている」とした。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和の当のでみにを図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やり長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和の量化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、や地長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和ので開催と図るに対しているに対しないるに対しているに対しでは、対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに			1. 対象先
2. 資金供給の方式 共通担保を担保とする貸し付け(共通担保オペと同様の方式) 3. 負付期間 原則1年とし、借り換え(ロールオーバー)を可能とする。 4. 負付利率 資付時の機理保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準 5. 対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長星盤強化に向けた取組み方針の投示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。 6. 負付総額、貸付受付期限等 成長基礎が低に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、貸付総額、負付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換え可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調が応策について」「米トル資金供給策の整備について」を公表・米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、および米ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、および米ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、および米ドル資金が表すべて、機能に関係することによる、や中長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(資成 5 反対 2)・固定金利方式・共通担保資金供給イベレーションの運用(1)期間:3 か月(2)オファー物度: 週2回(3)資金供給利益(1回当たり):8 干傷円程度これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表・米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極があたび米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終すすることとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給 オペレーションも完了することとなった。 「中長期的な物価で定の理解」の開催しを公表 「中長期的な物価で定の理解」の開催しを公表 「中長期的な物価で定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融機和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を対し、12月1日 「全無機和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融機和の強化」を決定(全員の大勢は1%程度を可心と考えている」とした。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和の当のでみにを図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やり長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和の量化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、や地長めの金利のさらなる低下を促すことを通に、金融機和ので開催と図るに対しているに対しないるに対しているに対しでは、対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに			 共通担保オペ(全店貸付)の対象先のうち希望する先
共通担保を担保とする貸し付け(共通担保オペと同様の方式) 3. 貸付期間 原則1年とし、借り換え(ロールオーバー)を可能とする。 4. 貸付利率 貸付時の無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準 5. 対象先間の貸付額 対象金融機関から成長基盤強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。 6. 貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 箇の開始時に、貸付を必要が付ける期限)、借り換 三甲央銀行の協調対応策について」「米トル資金供給策の整備について」を公表。 米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極がを開すること、および米ドル済金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、および米ドル済金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、た決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 固定金利木で大・幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の 拡充を決定(賛成5反対2)・固定金利が式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1)期間:3か月 (2)オファー頻度:週2回 (3)資金供給網(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中級問スワップ取極」の終了を公表 ※国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することととなった。 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化1を公表 「中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員大会に「第日を制御を関するの場合とな表し、金融緩和の一般の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一般の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の強化」を決定(全員型)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の強化方を決定(全員型)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、発展を中心と考えている。 12月1日 「金融緩和の強化を図ることを決定を中心と考えている」とは、2月1日に対しましましまします。 13月1日に対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま			
3. 貸付期間 原則1年とし、借り換え (ロールオーバー) を可能とする。 4. 貸付利率 貸付時の無担保コールレート (オーバーナイト物) の誘導目標水準 5. 対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長基盤強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。 6. 貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措			
原則1年とし、借り換え (ロールオーバー) を可能とする。 4. 資付利率			
4. 貸付利率 貸付時の無担保コールレート(オーパーナイト物)の誘導目標水準 5. 対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長基盤強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。 6. 貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換え可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基膜強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1) 期間:3 か月 (2) オファー頻度:週2回 (3) 資金供給額(1回当たり):8 千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10 兆円程度から、20 兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 12月1日 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のブラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1) 金利:固定金利 (無担保コールレートくオーパーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			
貸付時の無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標水準 5. 対象先極の貸付額 対象金融機関から成長基盤強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。 6. 貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換え可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表、米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。固定金利オベを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(賛成5反対2)・固定金利方式・共適担保資金供給オペレーションの連用(1)期間:3か月(2)オファー頻度:週2回(3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極がよび米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終すすることとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 「中銀間スワップ取極の全別の場合を目的としたスワップ取極を、予定通的終了することとといた。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給 オペレーションも完了することとなった。 「「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通過、企品総額和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通過、企品総額和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通過、企品総額和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やな長の金利は関係を開始している。 「中国制度、企品を開始しているのは、日間に対し、日間に対しないるのは、日間に対しないる			
5. 対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長基盤強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。 6. 貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換 天可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。 米国連邦準備制度との間で米ドル・スフップ取極めを再締結すること、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制で改めて整備すること、および米 ドル資金供給イベレーションの実施体制で改めて整備すること、および来 ドル資金供給イベレーションの実施体制で改めて整備すること、および来 ドル資金供給イベレーションの実施は関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 国定金利方式・共通担保資金供給イベレーションの運用 (1)期間:3か月 (2)オファー頻度:週2回 (3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスフップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 12月18日 「「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の中段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入(1)金利:固定金利(無担保コールレートくオーバーナイト物〉の誘導目標水準、0.1%)			
対象金融機関から成長基盤強化に向けた取組み方針の提示を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。 6. 貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換え可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表・米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、を決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。3月17日 国定金利オベを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(賛成 5 反対 2)・固定金利方式・共通担保資金供給オベレーションの運用(1)期間:3 か月(2)オファー頻度:週2回(3)資金供給額(1回当たり):8 千億円程度これにより当オペの資金供給規模は、現在の10 兆円程度から、20 兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表・米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極がよび米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通の終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オベレーションも完了することとなった。 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表「中長期のな物価安定の理解」の明確化」を公表「中長期のな物価安定の理解」の明確化」を公表「中長期の強化の強化を関ることを決定、・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によりに対している場所を受ける場所を使けるの強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によりに対している場所を受ける場所を使ける場合に対している場所を使ける場所を受ける場所を使りる場所を使ける場所を使りる場所を使りると呼ばないる。			
われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。6. 資付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた競争・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換 え可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。 米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1) 期間:3か月 (2) オファー頻度:週2回 (3) 資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終すすることとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの全利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの全利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やで長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、発見を開かる場合に対していまりませば、まり、100円は対していましていましていましていましていましていましていましていましていましていま			
6. 貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換 え可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。 米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 4月30日 「成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 国定金利方べを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の 拡充を決定(賛成5反対2) ・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1) 期間:3 か月 (2) オファー頻度:週2回 (3) 資金供給額(1回当たり):8 千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10 兆円程度から、20 兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終すを公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極がよび米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期のな物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期のな物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期のな物価安定の理解』の明確化」を会表 「中長期の強化の音を定の理解」の明確化」を会表 「中長期の強化の音を定の理解」の明確化」を公表 「中長期の強化の音を定の理解」の明確化」を公表 「中長期の強化の音を定の理解」の明確化」を公表 「中長期の強化の音を定の理解」の明確化」を公表 「中長期の強化の音を定の理解」の明確化」を必表 「・のブラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの全利のさらなる低下を促すことを適じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの全利のさらなる低下を促すことを適じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やで長めの全利のさらなる低下を促すことを適じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入によって、やで長めの金利のさらなる低下を促すことを記述していませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばな			
成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措 置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換 え可能な回数を定める。 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。 米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結するごと、および米 ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備するごと、を決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面か ら支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 固定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の 拡充を決定(賛成5反対2) ・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの連用 (1) 期間:3か月 (2) オファー頻度:週2回 (3) 資金供給額(1回当たり):8 千億円程度 ごれにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了するごととした。上記に伴い、ごれまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給 オペレーションも完了することとなった。 12月1日 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 「金融緩和の強化」を決定(全員一致) 新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すこと を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すこと を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すこと を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すこと を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すこと を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入によって、やり長めの金利のさらなる低下を促すこと を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入(1)金利・信息を持定を持定する。			
置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限(新規に貸付を受け付ける期限)、借り換え可能な回数を定める。 5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討議長は、成長基盤強化を支援することのの資金供給」の検討議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 固定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(賛成5反対2)・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの連用(1)期間:3か月(2)オファー頻度:週2回(3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通資供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終すすることとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 12月1日 「『中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入(1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			
表可能な回数を定める。 5月10日			
5月10日 「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。 米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給イベレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討 議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 固定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定 (賛成 5 反対 2) ・ 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1) 期間:3 か月 (2) オファー頻度:週2回 (3) 資金供給額 (1回当たり):8 千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10 兆円程度から、20 兆円程度に増加			置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限 (新規に貸付を受け付ける期限)、借り換
米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 4月30日 「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。固定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(賛成5反対2)・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用(1)期間:3か月(2)オファー頻度:週2回(3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 「「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入(1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			え可能な回数を定める。
ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。 4月30日		5月10日	「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」を公表。
4月30日			米国連邦準備制度との間で米ドル・スワップ取極めを再締結すること、および米
議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 固定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(賛成5反対2) ・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1)期間:3か月 (2)オファー頻度:週2回 (3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定。
5支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。 3月17日 固定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(賛成 5 反対 2) ・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1) 期間:3 か月 (2) オファー頻度:過2回(3) 資金供給額(1回当たり):8 千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加		4月30日	「成長基盤強化を支援するための資金供給」の検討
3月17日 固定金利オベを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の拡充を決定(賛成 5 反対 2) ・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1)期間:3か月 (2)オファー頻度:週2回 (3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成 21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面か
拡充を決定(賛成 5 反対 2) ・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1)期間:3か月 (2)オファー頻度:週2回 (3)資金供給額(1回当たり):8 千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成 21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレートくオーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			ら支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示した。
・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1)期間:3か月 (2)オファー頻度:週2回 (3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の一般の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレートくオーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)		3月17日	固定金利オペを大幅に増額することによる、やや長めの金利の低下を促す措置の
・固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの運用 (1)期間:3か月 (2)オファー頻度:週2回 (3)資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレートくオーバーナイト物)の誘導目標水準、0.1%)			 拡充を決定(賛成 5 反対 2)
(1) 期間:3か月 (2) オファー頻度:週2回 (3) 資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致) 新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			
(2) オファー頻度: 週2回 (3) 資金供給額(1回当たり):8 千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			
(3) 資金供給額(1回当たり):8千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 12月18日 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			
これにより当オペの資金供給規模は、現在の10兆円程度から、20兆円程度に増加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 12月18日 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」のの確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			
加 1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			
1月28日 「中銀間スワップ取極」の終了を公表 米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解』については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート < オーバーナイト物 > の誘導目標水準、0.1%)			
米国連邦準備制度と各国中央銀行は、本年2月1日を期限とする米ドル・スワップ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 2009年 (平成21年) 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致)新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)		1 日 20 □	
プ取極および米ドル以外の通貨供給を目的としたスワップ取極を、予定通り終了することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 12月18日 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致) 新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)		17200	
することとした。上記に伴い、これまで日本銀行が実施してきた米ドル資金供給オペレーションも完了することとなった。 12月18日			
オペレーションも完了することとなった。			
12月18日 「『中長期的な物価安定の理解』の明確化」を公表 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。			
(平成 21 年) 「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で 2 %以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は 1 %程度を中心と考えている」とした。 12 月 1 日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致) 新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート < オーバーナイト物 > の誘導目標水準、0.1%)	2006 =	10 5 10 5	
下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」とした。 12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致) 新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート < オーバーナイト物 > の誘導目標水準、0.1%)	· ·	12月18日	
12月1日 「金融緩和の強化」を決定(全員一致) 新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すこと を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート < オーバーナイト物 > の誘導目標水 準、0.1%)	(平成 21 年)		
新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			
を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。 ・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)		12月1日	
・新しい資金供給手段の導入 (1)金利:固定金利(無担保コールレート < オーバーナイト物 > の誘導目標水 準、0.1%)			新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すこと
(1)金利:固定金利(無担保コールレート <オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)			を通じ、金融緩和の一段の強化を図ることを決定。
準、0.1%)			・新しい資金供給手段の導入
			(1)金利:固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水
LDn+标次#子及划			準、0.1%)

	(2)期間:3か月
	(3)担保:国債、社債、CP、証貸債権など全ての日銀適格担保(共通担保方式)
10月30日	各種時限措置の取扱い変更(全員一致、但し1.及び2.については賛成7反対
	1)
	1. 企業金融支援特別オペ
	実施期限を2010年3月末まで延長した上で完了する。4月以降は、より広範な
	担保を利用できる共通担保オペ等の金融調節手段を活用して潤沢な資金供給を
	一行う態勢に移行する。
	2. CP・社債買入れ
	2. C ・社員員入作
	3. 担保要件の緩和措置
	S. Pakerrong durie
	2010年12月末まで延長する。
	2010 年 12 万木& C遮良する。 4. 補完当座預金制度
	実施期限を当分の間延長する。
7月15日	各種時限措置の期限延長を決定(全員一致)
	各種時限指導の期限処長を決定(主真 - 玖) 1. CP等買入れ(9月30日→12月31日)
	1. CF 等員入れ (9月 30日→12月 31日) 2. 社債買入れ (9月 30日→12月 31日)
	2. 社員員入れ (9月 30日 712月 31日) 3. 企業金融支援特別オペレーション(9月 30日→12月 31日)
	3. 正業金融文域特別がベレーション(9万 30 ロッ12万 31 ロ) 4. 民間企業債務の適格担保としての格付要件の緩和(12月 31日→2010年 3
	4. 民間正業貿易の過俗担保としての恰別安什の版相(12月31日→2010年3 月31日)
	7 31 日/ 5. ABCPの適格担保要件の緩和(12月31日→ 2010年3月31日)
	5. ABCFの過間に保安件の機和 (12月31日 / 2010年3月31日) 6. 補完当座預金制度(10月 15日→2010年1月 15日)
	0. 福光当座頂金融及(10万 13 ロ /2010 年 1 万 13 ロ/ 7. 米ドル資金供給オペレーション(10 月 30 日→2010 年 2 月 1 日)
5月22日	7. 木ドル真金伝紀パベレーション (10 万 30 日 72010 年 2 万 1 日)
3 /3 22 []	グロスパーター担保の過程化 米国債、英国債、ドイツ国債、フランス国債を適格担保とする。
4月7日	不国債、矢国債、「**「ク国債、クランス国債を過行追保とする。 適格担保の範囲を拡大
4 <i>万</i> / ロ	過代担保の範囲で拡入 ・政府に対する証書貸付債権・政府保証付証書貸付債権の適格担保範囲の拡大
	・地方公共団体に対する証書貸付債権の適格担保化
3月18日	長期国債の買入れの増額を決定
3 73 10 11	長州国債の負人(100年額を次足 これまで年 16.8 兆円(月 1.4 兆円)ペースで行ってきた長期国債の買入れを、
	2.1 は 5 年 10.6 兆円 (月 1.4 兆円) ハース (1) り (2 た 長州 国債の負入れ (2 、
2日17日	
3月17日	「日本銀行による金融機関向け劣後特約付貸付の供与について」を公表 銀行の資本増強を支援するために劣後特約付貸付(総額1兆円)による資金供与
	載100頁本塩焼を支援するために男後付利的負的 (総領1 兆円) による貝面保サート を検討することを決定。
2月19日	1. 企業金融支援策の拡充
2 19	1. 正未並触又接來の拡充 (1)企業金融支援特別オペレーションを強化し、期間3か月のやや長めの資金
	(1) 正案金融文張行がイベレーションを強化し、期间3が月のから長めの真金 を低利・安定的に供給する
	で低利・女足的に保給する (2)社債買入れの細目を定め、3月より買入れを開始する
	(2) 社員員入れの帰日を足め、3月より員入れて開始する (3) CP買入れ (3月 31日→9月 30日)、及び民間企業債務に関する適格担
	(3) C 負人(1) (3 / 31 f) /9 / 30 f) (2) (3) (3) (4 / 4 / 5 / 5 f) (4 / 4 / 5 f)
	保安什の緩和指置(4月30日→12月31日)の実施期限を延長する
	2. 金融市場女足化のための時限指置の延長等 (1)米ドル資金供給オペレーションの実施期限を延長する(4月30日→10月
	(1) 木ドル真並供給オペレーションの美肥朔限を延長する(4月30日→10月 30日)
	30 日/ (2)補完当座預金制度の実施期限を延長する(4月 15 日→10 月 15 日)
	(2) 補充当産損益制度の失施納限を延長する(4万13日 710万13日) (3) 政府保証付短期債券を適格担保化するほか、国債補完供給の対象国債を追
	(3) 政府保証的短期債分を適格担保化するほか、国債補元供給の対象国債を追加する
2月3日	がある
2/351	(1)買入総額
	1兆円
	1 201 1

上田八木短資株式会社

1		
		(2)買入れを行う期間
		認可取得後、所要の準備が整い次第~2010 年 4 月末
		(3)買入対象株式
		上場株式(BBB マイナス相当以上。取引所における売買成立日数が年間 200 日
		以上あり、かつ、当該取引所における売買累計額が年間 200 億円以上のものに
		限る)。銘柄別の買入限度を設け銘柄の分散を図る
		(4)買入価格
		- - 時価
		(5)買入対象金融機関
		 当座預金取引先銀行のうち、(1)株式等保有額が自己資本(Tier1)の5割を超
		える先もしくは株式等保有額が 5,000 億円を超える先、または(2)自己資本比
		率規制上国際統一基準を採用している先のいずれかで、希望する先
		(6)買入対象金融機関毎の買入上限
		2,500 億円
		- 2,550 km j - (7) 買入れ後の扱い
		(
		この12 年 577 不よ と歌 577 円 372 にいる といる との 2017 年 577 不 までに処分。日本銀行が現在保有している株式も同様の扱いとする
	1月22日	1.「企業金融に係る金融商品の買入れについて」の公表(賛成7反対1)
	17221	1. 「正業金融に係る金融商品の負人れたりいて」の五名(真成 / 反対 1) 企業金融円滑化の観点から企業金融に係る金融商品の買入れを行うことについ
		正来金融の角化の観点がら正案金融に係る金融同品の負人がですうととにうが て、基本的な考え方を整理し公表
		C、基本的なもんがを定任し公衣 2. CP及びABCPの買入れの実施(当月中に開始)
		2. CF及びABCFの負人社の実施(ヨ月中に開始) (1)買入対象
		(1) 貝へ刈豕 CPおよびABCP(担保適格かつ a-1 格相当、既発行、残存期間3か月以内)
		(2)買入方式
		(2) 真人力式 ・コンベンショナル方式による入札
		・コンヘンショナルガムによる人化 ・以下の区分で下限利回り(CP・ABCP 共通)を設けたうえで、当該利回りから
		・以下の区分で下版利回り(CF・ABCF 共通)を設けたりたで、当該利回りから の利回り較差(ゼロ以上)を入札(下限利回りは状況に応じて変更がありうる)
		の利回り収差(とロ以上)を入札(下限利回りは入心に心して変更がありりる) 残存期間1か月以内 : 無担保コールレートの誘導目標+20bps
		残存期間 1 か月以内 : 無担保コールレートの誘導日標 + 200ps 残存期間 1 か月超 3 か月以内 : 無担保コールレートの誘導目標 + 30bps
		(3) 貝八領 ・買入総額の残高上限は3兆円(CP・ABCP 合計)
		・発行体別の買入残高の上限は 1000 億円(CP・ABCP 共通)。ただし、買入残 高が、昨年 7 月から 12 月の各月末の発行残高のうち最大の残高の 25%を超え
		た発行体については、償還により買入残高が当該金額を下回るまで、買入れ対象
		から除外
		・2009 年 3 月 31 日までの時限措置(買入実施の期限)
		3. 残存期間1年以内の社債の買入れについての検討
		4. 不動産投資法人債の適格担保化
		5.長期国債買入れにおける対象国債の追加および残存期間等区分別買入れの実
2000年	12 日 10 口	加
2008年	12月19日	1. 金融調節方針の変更(賛成 7 反対 1)
(平成 20 年)		無担保コールレート(オーバナイト物)の誘導目標を 0.2%引き下げ、0.1%前後 で推移するよう促す(公表後直ちに実施)。
		2. 補完貸付については、その適用金利である基準貸付利率を 0.2%引き下げ、 0.2% とする (小事後直左に実施) (今島一致)
		│0.3%とする(公表後直ちに実施)。(全員一致) │3. 補完当座預金制度の適用利率については、0.1%とする(公表後直ちに実施)。
		3. 備元当座預金制度の適用利率に 入いては、U.1%とする (公衣後担ちに美施)。 (賛成 7 反対 1)
		(真成/及刈1) 4.「金融調節手段に係る追加措置について」公表
		4. 「並融調即于校に係る追加指直について」公表 (1)長期国債の買入れに係る措置
I		
		上田八木短資株式会社

長期国債買入れの増額

これまで年 14.4 兆円 (月 1.2 兆円) ペースで行ってきた長期国債の買入れを、年 16.8 兆円 (月 1.4 兆円) ペースに増額する (当月より実施)。

- ・買入対象国債の追加、残存期間別買入れの実施
- (2)企業金融の円滑化に向けた措置
- ・企業金融支援特別オペレーションの決定(全員一致)
- ・CP買入れを含めた企業金融面での追加措置の導入・検討
- ・CP買現先オペ等の対象先への日本政策投資銀行の追加(全員一致)

12月2日

「企業金融円滑化のための金融調節面での対応について」発表(2009年4月末までの時限措置)

1. 民間企業債務の適格担保範囲の拡大

民間企業債務の適格担保としての取扱いについて、社債と企業向け証書貸付債権の適格要件のうち、格付に係る要件を、従来の「A格相当以上」から「BBB格相当以上」に緩和する。これに伴い、新たに適格とする「BBB格相当」の社債と企業向け証書貸付債権に適用する担保掛け目を設定する。(12月9日から実施)

2. 民間企業債務を活用した新たなオペレーションの実施

民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫として、「共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で、金額に制限を設けずに、無担保コールレートの誘導目標と同水準の金利で、年度末越え資金を供給するオペレーション」を導入する。本措置については、12 月 18・19 日に開催予定の金融政策決定会合において基本要領等を決定し、来年 1 月中の実施に向けて実務的準備を進める。

10月31日

【補完当座預金制度の導入】

- 1. 金融市場調節方針の変更(賛成 4 反対 4。可否同数のため議長が決した)無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.3%前後で推移するよう促す。
- 2. 補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.5%とする (全員一致)。
- 3. 補完当座預金制度の導入(全員一致)

日本銀行当座預金のうち所要準備額を超える金額について利息を付す措置を臨時に導入し、11 月積み期から 2009 年 3 月積み期までの間、実施する。適用利率は、0.1%とする。

10月14日

「金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策について」公表

- 1. 国債レポ市場における流動性改善のための措置
- (1) 国債現先オペの対象に変動利付債、物価連動債、30年債を追加する。
- (2) 国債補完供給の最低品貸料を引き下げる(1%→0.5%)。また、現在実施中の、制度利用にかかる要件緩和措置を延長する(いずれも、2009 年 1 月 16日までの時限措置)。
- 2. 市場を通じた企業金融の円滑化のための措置
- (1)現在、概ね四半期に一回実施している C P 現先オペについて、頻度・金額の面でより積極的活用を図る。
- (2)2009年4月末までの時限措置として、資産担保CP(ABCP)の適格要件を緩和し、担保およびCP現先オペの対象資産として、日本銀行取引先の保証するABCPを適格とする。
- 3. 年末越え資金の積極的な供給

年末越えのターム物オペを早期に開始することにより、年末越え資金を積極的に 供給する。

4. ドル供給オペの拡充

米ドル短期金融市場における流動性向上のための中央銀行間の協調策 (10月13日公表) に基づき、日本銀行においても、「固定金利を提示して、適格担保の範囲

1		内で、供給総額に制限を設けずにドル供給を行う方式」を導入する。
	9月29日	「米ドル資金供給オペレーション」の拡充を決定
	9 19 29 11	「木下ル真玉供給オペレーション」の拡光を決定 米国連邦準備制度との米ドル・スワップ取極の引出限度額を 600 億ドルから
		1,200 億ドルへ増額すると共に、米ドル資金供給オペレーションの期限を延長
	0 0 10 0	し、来年4月末までとする。また、同オペレーションの対象先を拡充する。
	9月18日	「米ドル資金供給オペレーション」の導入を決定
		金融市場参加者への米ドル資金供給を行うため、米国連邦準備制度との総額 600
		億ドルの米ドル・スワップ取極を締結し、これを原資とした米ドル資金供給オペ
		レーションを導入する。
2007年	2月21日	1. 金融調節方針の変更(賛成8反対1)
(平成 19 年)		無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移するよう促す。
		2.補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.75%とする
		こと(公表後直ちに実施)を決定した(賛成 8 反対 1)。なお、長期国債の買入
		れについては、先行きの日本銀行の資産・負債の状況を踏まえつつ、当面は、こ
		れまでと同じ金額、頻度で実施していく方針を示した。
2006年	7月14日	【ゼロ金利政策の解除】
(平成 18 年)		1. 金融市場調節方針の変更(全員一致)
		無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.25%前後で推移するよう促す。
		2. 補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.40%とする
		こと(公表後直ちに実施)を決定するとともに(賛成 6 反対 3)、利用日数に関
		して上限を設けない臨時措置を当面継続することとした。なお、長期国債の買入
		れについては、先行きの日本銀行の資産・負債の状況を踏まえつつ、当面は、こ
		れまでと同じ金額、頻度で実施していく方針を示した。
	4月11日	「共通担保資金供給オペレーション」の導入を決定
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	現在の主要な資金供給手段である手形買入についてペーパーレス化を図るため、
		従来の「手形買入基本要領」等を廃止し、「共通担保資金供給オペレーション基本
		要領」を制定する。(実施日:6月26日)
	3月9日	【量的緩和政策の解除と、「中長期的な物価安定の理解」の導入】
		1. 金融調節方針の変更(賛成 7 反対 1)
		金融市場調節の操作目標を日本銀行当座預金残高から無担保コールレート(オー
		バーナイト物) に変更した上で、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針
		を、「無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促
		す。」と決定した。
		2. 「新たな金融政策運営の枠組みの導入について」を公表
		(1)新たな金融政策運営の枠組み
		・「物価の安定」についての明確化
		日本銀行としての物価の安定についての基本的な考え方を整理するとともに、金
		日本銀行としての場合の支定についての基本的な与えがを重建するとことに、並 融政策運営に当たり、現時点において、政策委員が中長期的にみて物価が安定し
		ていると理解する物価上昇率(「中長期的な物価安定の理解」)を示した。
		・2つの「柱」に基づく経済・物価情勢の点検
		・2 000 1柱」に塞りて経済・物価情勢の無機 金融政策の運営方針を決定するに際し、次の2つの「柱」により経済・物価情勢
		玉融以泉の建名力引を決定するに除し、人のとうの「柱」により程用・初価情勢 を点検することとした。第1の柱では、先行き1年から2年の経済・物価情勢に
		を思快することとした。第1の住とは、元1721年から2年の経済・初画情勢に ついて、最も蓋然性が高いと判断される見通しが、物価安定のもとでの持続的な
		成長の経路をたどっているかという観点から点検する。第2の柱では、より長期
		的な視点を踏まえつつ、物価安定のもとでの持続的な経済成長を実現するとの観点がある。全部政策演賞に対ちって重視すべき様々ない。これを持续する。見た物に
		点から、金融政策運営に当たって重視すべき様々なリスクを点検する。具体的に
		は、例えば、発生の確率は必ずしも大きくないものの、発生した場合には経済・
		物価に大きな影響を与える可能性があるリスク要因についての点検が考えられ
		る。
1		・当面の金融政策運営の考え方の整理

	以上2つの「柱」に基づく点検を踏まえた上で、当面の金融政策運営の考え方を整理し、基本的には「経済・物価情勢の展望」において定期的に公表していくこととした。 (2)「物価の安定」についての考え方 消費者物価指数の前年比で表現すると、0~2%程度であれば、各委員の「中長
	期的な物価安定の理解」の範囲と大きくは異ならないとの見方で一致した。また、
	委員の中心値は、大勢として、概ね1%の前後で分散していた。「中長期的な物価 安定の理解」は、経済構造の変化等に応じて徐々に変化し得る性格のものである
	ため、今後原則としてほぼ1年ごとに点検していくこととする。
2005年 5月20日 (平成17年)	金融調節方針において、一時的な日銀当座預金残高目標割れを容認(いわゆる「なお書き」の修正)(賛成多数)
	日本銀行当座預金残高が 30~35 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。な
	お、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。また、資金供給に対する金融機関の応札状況などから資金需要が極めて弱いと判断される場合には、上記目標を下回ることがありうるものとする。
2004年 4月9日	国債の補完供給制度の導入を決定(全員一致)
(平成 16 年)	日本銀行が保有する国債を市場参加者に対して一時的かつ補完的に供給し得る制度(「補完供給を目的として行う国債の売現先」、いわゆる「品貸し」)の導入を決定。(実施日:5月10日)
2月26日	「国債市場の流動性向上に向けた制度導入の検討」を公表
	日銀保有国債を市場に供給し得る制度(いわゆる品貸し)の導入に関する実務的
	な検討を行い、準備が整い次第、決定会合に報告するよう執行部に指示。
1月20日	1. 金融市場調節方針の変更(賛成多数)
	日銀当座預金残高目標値を、これまでの「27~32 兆円程度」から「30~35 兆円程度」に引き上げる。
	2. 資産担保証券の買入基準見直し(賛成多数)
2003年 10月10日	1. 金融市場調節方針の変更(賛成多数)
(平成 15 年)	日銀当座預金残高の目標値の上限を引き上げ、「27~30 兆円程度」から「27~32 兆円程度」とする。
	2. 国債買現先オペの期間延長
	金融調節を機動的に行う観点から、国債買現先オペの最長期間を現在の6か月から1年に延長する。
	3.「金融政策運営の透明性の強化について」を公表
	金融政策運営の透明性を強化する観点から、量的緩和政策継続のコミットメント
	をより明確化するとともに、経済・物価情勢に関する日本銀行の判断について説
	明を充実する。
9月12日	1.「国債現先オペの期間延長の検討について」を公表
	次回決定会合で報告するよう執行部に指示。
	2.「シンジケートローン債権の担保受入について」を公表 実務面での検討を進めている執行部からの起告
6月25日	実務面での検討を進めている執行部からの報告。 「資産担保証券買入基本要領」の制定
6月25日	「真座担保証券員人基本委領」の制定 「資産担保証券の買入れとその考え方について」を公表
07110	具体的スキームの骨子を取りまとめ、7月末までの実施に向けて所要の準備を進
	める。
5月20日	1. 金融市場調節方針の変更(賛成多数) 日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「22~27 兆円程度」から「27~
	日本銀行自座預金残局の自信値を、これまでの 122~27 兆円程度」から 127~ 30 兆円程度」に引き上げる。
	1. 金融市場調節方針の変更(全員一致)

1	F	
		日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「17〜22 兆円程度」から「22〜
		27 兆円程度」に引き上げる。
		2. 産業再生機構に対する証書貸付債権を、新たに日本銀行の適格担保とする。
	4月8日	「資産担保証券の買入れの検討について」を公表
		1. 中堅・中小企業関連資産を主たる裏付資産とする資産担保証券を、時限的措
		置として金融調節上の買入れ対象資産とすることについて、検討を進める。
		2. 資産担保証券買入れの具体的スキーム策定に際しては、広く市場関係者等の
		意見を求める。
		3. 具体的スキームは、改めて金融政策決定会合において討議のうえ決定する。
	3月25日	1. 金融市場調節方針の変更(全員一致)
		3月31日までは、日本銀行当座預金残高が15~20兆円程度となるよう金融市
		場調節を行う。4月1日以後は、日本郵政公社の発足に伴い、日本銀行当座預金
		残高が 17~22 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。なお、当面、国際政治
		 保に万全を期すため、必要に応じ、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給
		を行う。
		2. 補完貸付制度における公定歩合適用期間の拡大
		当分の間、すべての営業日を通じて公定歩合による利用を可能とする。
		3. 金融機関保有株式の買入れ上限の引上げ
		 買入総額の上限を2兆円から3兆円に、買入対象先毎の累計買入限度額を5,000
		億円から 7,500 億円にそれぞれ引上げる。
2002年	12月17日	1.「企業金融円滑化策について」を公表
(平成 14 年)		(1)証書貸付債権の担保拡大
		 貸付期間3年以内の証書貸付債権の担保掛け目を引き上げるとともに、貸付期間
		5年超10年以内の証書貸付債権を新たに適格担保に加える(従来は5年以内)。
		(2) 資産担保コマーシャル・ペーパー(ABCP)の適格基準の緩和
		日本銀行取引先の保証するABCPは、担保および現先オペの対象資産として原
		則不適格であるが、2004年度末までの時限措置として適格の扱いとする。
		2. ストリップス債の適格担保化
	10月30日	1. 金融市場調節方針の変更(全員一致)
		日本銀行当座預金残高の目標値を、これまでの「10~15 兆円程度」から、「15~
		20 兆円程度」に引き上げる。
		2. 長期国債買い入れの増額
		- これまで月1兆円ペースで行ってきた長期国債の買い入れを、月1兆2千億円ペー
		一スに増額する。
		3. 手形買入期間の延長
		これまで「6か月以内」としてきた手形買入の期間を「1年以内」に延長する。
	10月11日	金融機関が保有する株式の買入等を行うことを決定。財務大臣、金融庁長官に認
		可申請。
		1. 買入スキーム
		(1)買入対象金融機関
		株式等保有額が自己資本(Tier1)を超過している銀行。
		(2)買入対象銘柄
		上場株式(BBB マイナス相当以上)。
		(3)買入方法
		へるか スプラス 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		(4)買入価格
		、・・・ススには
		れか低い方。
		(5) 買入を行う期間
1	L	

2003 年 9 月末まで。ただし、同月末までの累計買入額が 2 兆円に満たない場合 には、2004年9月末まで買入を行い得る。原則として、毎営業日買入の申込を 受付け。 (6)買入総額 総額2兆円 (7)買入対象金融機関毎の買入上限 株式等保有額の自己資本(Tier1) 超過額。ただし、累計 5,000 億円を上限。 買入対象金融機関名、買入対象金融機関毎の買入額等個別の取引に係る内容は公 表しない。 (8) 銘柄毎の買入上限 (a)総株主の議決権の5%、または、(b)一定額の何れか少ない方。 2. 買入後の扱い (1)据置期間・処分方針 原則、2007年9月末までは処分を行わない。2017年9月末までに、株式市場 の情勢を勘案し、適正な対価で処分。 (2) 議決権行使 議決権行使の指針を信託銀行に提示。信託銀行が善管注意義務に従って行使。 (3)株式取引損失引当金 株式の時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対して上半期末 および事業年度末に計上。 9月18日 「金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」の公表(金 融政策決定会合終了後、通常会合で決定) 1. 金融機関による保有株式削減努力をさらに促すための、新たな施策の導入を 2. 不良債権問題についての基本的な考え方を改めて整理し、公表する方針の表 2月28日 1. 年度末に向けた一層潤沢な資金供給 当面、年度末に向けて金融市場の安定確保に万全を期すため、日本銀行当座預金 残高目標(10~15 兆円程度)にかかわらず、流動性需要の増大に応じ、一層潤 沢な資金供給を行う。 2. 長期国債買い入れの増額 資金供給を円滑に行うため、長期国債の買い入れを、これまでの月8千億円(年 9.6 兆円) ペースから、月1 兆円 (年12 兆円) ペースに増額する。 3. ロンバート型貸付制度における公定歩合の適用期間拡大 3月1日から4月15日(3月積み期間終了日)までの間、すべての営業日を通 じて公定歩合による利用を可能とする(従来は、積み期間中、5営業日)。 4. 適格担保拡大の検討 預金保険機構向けおよび地方交付税特別会計向け貸付債権の適格担保化につい て、譲渡制限の撤廃を含めて関係先との調整を行いつつ、実務的検討を早急に進 1月16日 1. オペ対象資産・適格担保の拡大 ABCPおよび住宅ローン債権・不動産を裏付け資産とする ABS の適格基準等 を決定。 2. 国債買入オペの対象銘柄選定ルールの見直し 買入対象を、これまでの「利付国債のうち発行後1年以内のものを除く」から「発 行後1年以内のもののうち発行年限別の直近発行2銘柄を除く」に拡大。 3. 手形オペの対象先選定方式の見直し 手形オペ・全店買入対象先選定の頻度を、これまでの「年1回」から「年間を通 して実施」に変更。 手形買入・本店買入オペ対象先選定基準に「手形買入・全店買入オペの落札実績」

		を追加
2004 7	40 0 40 0	を追加。
(平成 13 年)	12月19日	1. 金融市場調節方針の変更(賛成多数) 日本銀行当座預金残高が 10~15 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。 なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合 には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。 2. 長期国債買い入れの増額 これまで月6千億円(年7.2 兆円)ペースで行ってきた長期国債の買い入れを月
		8千億円(年9.6 兆円)ペースに増額する。 3. 金融市場調節手段の拡充 (1)コマーシャルペーパー(CP)、資産担保債券(ABS)の一層の活用 当面、CP現先オペの積極的活用を図る。資産担保CP(ABCP)をCP現先 オペの対象および適格担保に加えるための実務的検討を早急に進め、準備が整い 次第、決定会合の議を経て、実施に移す。住宅ローン債権、不動産を裏付け資産 とするABSを適格担保に加えるための実務的検討を早急に進め、準備が整い次 第、決定会合の議を経て、実施に移す。なお、従来は、リース料債権、クレジット債権、社債、企業向け貸出債権を裏付け資産とするABSを適格担保の対象としていた。 (2)金融市場調節の運営面の改善 手形オペ(全店買い入れ)のオファー頻度を引き上げる。国債買い入れオペ、国債借り入れ(レポ)オペ、CP現先オペ、手形売出において輪番オファーを廃止
		し、今後、全先に毎回オファーを行う。
	9月18日	1. 金融市場調節方針の変更(賛成多数) 当面、日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。 2. 公定歩合の引き下げ(賛成多数) 公定歩合を0.15%引き下げ0.10%とする。(9月19日より実施)。
		3. 補完貸付制度の利用上限日数の引き上げ(全員一致) 補完貸付制度(いわゆるロンバート型貸付制度)の公定歩合による利用上限日数 を、今積み期間(9月16日~10月15日)について、5営業日から10営業日 に引き上げる。
	8月14日	1. 金融市場調節方針の変更(賛成多数) 日本銀行当座預金残高を、これまでの5兆円程度から、6兆円程度に増額する。 2. 長期国債の買い入れ増額 これまで月4千億円ペースで行ってきた長期国債の買い入れを、月6千億円ペースに増額する。
	3月19日	【量的緩和政策の導入】 1. 金融市場調節の操作目標の変更 金融市場調節に当たり、主たる操作目標を、これまでの無担保コールレート(オーバーナイト物)から、日本銀行当座預金残高に変更する。 2. 実施期間の目処として消費者物価を採用 新しい金融市場調節方式は、消費者物価指数(全国、除く生鮮食品)の前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで、継続することとする。 3. 日本銀行当座預金残高の増額と市場金利の一段の低下 当面、日本銀行当座預金残高を、5兆円程度に増額する。この結果、無担保コールレート(オーバーナイト物)は、これまでの誘導目標である 0.15%からさらに大きく低下し、通常はゼロ%近辺で推移するものと予想される。 4. 長期国債の買い入れ増額 日本銀行当座預金を円滑に供給するうえで必要と判断される場合には、現在、月4千億円ペースで行っている長期国債の買い入れを増額する。ただし、日本銀行が保有する長期国債の残高は、銀行券発行残高を上限とする(いわゆる「日銀券

当面の金融政策運営について(賛成多数) に銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。なお、資金とが急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。 無担保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて0.15%前後で推てるよう促す。(賛成多数) 公定歩合を引き下げ、年0.25%とする(3月1日より実施)(賛成多数)補完貸付制度(ロンバート型貸出制度)の新設金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる。)公定歩合により受動的に実行する貸出制度(いわゆる「ロンバート型貸出」を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める。)短期国債買い切りオペの積極活用。)手形オペ(全店買入)導入の具体化公定歩合の引き下げを歩合を0.15%引き下げ、年0.35%とする(2月13日より実施)で1金利政策の解除】 2保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて0.25%前後で推移るよう促す。(賛成多数)
総行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。なお、資金をが急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。 無担保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて0.15%前後で推てるよう促す。(賛成多数)公定歩合を引き下げ、年0.25%とする(3月1日より実施)(賛成多数)補完貸付制度(ロンバート型貸出制度)の新設金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる。)公定歩合により受動的に実行する貸出制度(いわゆる「ロンバート型貸出」であることとし、3月実施に向けて具体的準備を進めると)短期国債買い切りオペの積極活用の手形オペ(全店買入)導入の具体化公定歩合の引き下げで歩合を0.15%引き下げ、年0.35%とする(2月13日より実施)で10金利政策の解除とは、2月13日より実施とは、2月13日より実施といる利政策の解除とは、2月13日より実施とは、2月13日より実施とは、2月13日より実施とは、3月14日によりまたの解除とは、3月14日によりまた。
度が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。 無担保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.15%前後で推てるよう促す。(賛成多数) 公定歩合を引き下げ、年 0.25%とする (3 月 1 日より実施)(賛成多数)補完貸付制度(ロンバート型貸出制度)の新設金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる。)公定歩合により受動的に実行する貸出制度(いわゆる「ロンバート型貸出」である。)公定歩合により受動的に実行する貸出制度(いわゆる「ロンバート型貸出」である。)短期国債買い切りオペの積極活用。)手形オペ(全店買入)導入の具体化公定歩合の引き下げで歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする (2 月 13 日より実施)で10金利政策の解除】。 20日本利政策の解除】
無担保コールレート (オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.15%前後で推るよう促す。(賛成多数)公定歩合を引き下げ、年 0.25%とする (3月1日より実施)(賛成多数)補完貸付制度 (ロンバート型貸出制度)の新設金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる。)公定歩合により受動的に実行する貸出制度 (いわゆる「ロンバート型貸出」であることとし、3月実施に向けて具体的準備を進める。)短期国債買い切りオペの積極活用。)手形オペ(全店買入)導入の具体化公定歩合の引き下げで歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする (2月13日より実施)で10金利政策の解除】。2保コールレート (オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移るよう促す。(賛成多数)
無担保コールレート (オーバーナイト物) を、平均的にみて 0.15%前後で推っるよう促す。(賛成多数) 公定歩合を引き下げ、年 0.25%とする (3月1日より実施) (賛成多数) 補完貸付制度 (ロンバート型貸出制度) の新設 金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる。) 公定歩合により受動的に実行する貸出制度 (いわゆる「ロンバート型貸出」である。) 公定歩合により受動的に実行する貸出制度 (いわゆる「ロンバート型貸出」である。) 短期国債買い切りオペの積極活用。) 年形オペ (全店買入) 導入の具体化公定歩合の引き下げで歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする (2月13日より実施)で10金利政策の解除】。 保コールレート (オーバーナイト物) を、平均的にみて 0.25%前後で推移るよう促す。(賛成多数)
「るよう促す。(賛成多数) 公定歩合を引き下げ、年 0.25%とする (3月1日より実施)(賛成多数) 補完貸付制度 (ロンバート型貸出制度)の新設 金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる。)公定歩合により受動的に実行する貸出制度 (いわゆる「ロンバート型貸出」 を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める。)短期国債買い切りオペの積極活用。)手形オペ(全店買入)導入の具体化公定歩合の引き下げ で歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする (2月13日より実施) で口金利政策の解除】 2保コールレート (オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 3よう促す。(賛成多数)
公定歩合を引き下げ、年 0.25%とする (3月1日より実施) (賛成多数) 補完貸付制度 (ロンバート型貸出制度) の新設金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる。) 公定歩合により受動的に実行する貸出制度 (いわゆる「ロンバート型貸出」度) を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める。) 短期国債買い切りオペの積極活用。) 手形オペ (全店買入) 導入の具体化公定歩合の引き下げを歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする (2月13日より実施) で口金利政策の解除】 2保コールレート (オーバーナイト物) を、平均的にみて 0.25%前後で推移るよう促す。(賛成多数)
補完貸付制度(ロンバート型貸出制度)の新設金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる。)公定歩合により受動的に実行する貸出制度(いわゆる「ロンバート型貸出」で、を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める。 ②)短期国債買い切りオペの積極活用 ③)手形オペ(全店買入)導入の具体化公定歩合の引き下げで歩合を0.15%引き下げ、年0.35%とする(2月13日より実施)で10金利政策の解除】 ②保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移るよう促す。(賛成多数)
金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講じる .)公定歩合により受動的に実行する貸出制度(いわゆる「ロンバート型貸出」 度)を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める 2)短期国債買い切りオペの積極活用 β)手形オペ(全店買入)導入の具体化 公定歩合の引き下げ 医歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする(2月13日より実施) で口金利政策の解除 とはコールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 6よう促す。(賛成多数)
.) 公定歩合により受動的に実行する貸出制度(いわゆる「ロンバート型貸出」 度) を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める 2) 短期国債買い切りオペの積極活用 3) 手形オペ(全店買入) 導入の具体化 公定歩合の引き下げ 5歩合を0.15%引き下げ、年0.35%とする(2月13日より実施) 2口金利政策の解除 2保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 3よう促す。(賛成多数)
度)を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める 2)短期国債買い切りオペの積極活用 3)手形オペ(全店買入)導入の具体化 公定歩合の引き下げ 歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする(2 月 13 日より実施) ご口金利政策の解除 型保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 3よう促す。(賛成多数)
2) 短期国債買い切りオペの積極活用 3) 手形オペ(全店買入)導入の具体化 公定歩合の引き下げ 5歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする(2 月 13 日より実施) ゼロ金利政策の解除 】 3保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 3よう促す。(賛成多数)
3) 手形オペ(全店買入)導入の具体化 公定歩合の引き下げ 歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする(2 月 13 日より実施) で口金利政策の解除】 型保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 3よう促す。(賛成多数)
公定歩合の引き下げ 医歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする(2 月 13 日より実施) ビロ金利政策の解除 】 型保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 なよう促す。(賛成多数)
E歩合を 0.15%引き下げ、年 0.35%とする(2 月 13 日より実施) ビロ金利政策の解除 全保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 なよう促す。(賛成多数)
ビロ金利政策の解除】 2保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 3よう促す。(賛成多数)
2保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移 3よう促す。(賛成多数)
5よう促す。(賛成多数)
金融市場調節手段の整備
.) 短期国債アウトライトオペの導入、(2) レポオペ対象国債の拡大(2年債
量加)
年末越え資金需要に対応した弾力的なオペの実施
.)各種オペ手段を活用した年末越え資金の供給、(2)オペのオファー先数の
7
ゼロ金利政策の導入】
)潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート(オーバーナイト物)を、でき
だけ低めに推移するように促す。その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、
D機能の維持に十分配意しつつ、当初 0.15%前後を目指し、その後市場の状
と踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。 (賛成多数)
2保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推移
るよう促す。なお、金融市場の安定を維持するうえで必要と判断されるような
合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行
行には、工品のコープレート的特古版にあるもので、「日本」、「の英立版語とは
(賛成多数)
(賛成多数)
(賛成多数) E日銀法が施行される。
(賛成多数) 日銀法が施行される。 E歩合を 0.5%引き下げ、0.5%とする(同日実施)
(賛成多数) 日銀法が施行される。 医歩合を 0.5%引き下げ、0.5%とする(同日実施) 明市場金利を、平均的にみて新たな公定歩合水準をやや下回って推移するよう
(賛成多数) 日銀法が施行される。 医歩合を 0.5%引き下げ、0.5%とする(同日実施) 明市場金利を、平均的にみて新たな公定歩合水準をやや下回って推移するよう
(賛成多数) 日銀法が施行される。 医歩合を 0.5%引き下げ、0.5%とする(同日実施) 明市場金利を、平均的にみて新たな公定歩合水準をやや下回って推移するよう
(賛成多数) 日銀法が施行される。 医歩合を 0.5%引き下げ、0.5%とする(同日実施) 明市場金利を、平均的にみて新たな公定歩合水準をやや下回って推移するよう は、 明市場金利を、平均的にみて現行公定歩合をある程度下回って推移するよう促
温加) 年末越え資金需要に対応した弾力的なオペの実施)各種オペ手段を活用した年末越え資金の供給、(2)オペのオファー先数 ビロ金利政策の導入)潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート(オーバーナイト物)を、で どけ低めに推移するように促す。その際、短期金融市場に混乱の生じないよっ 機能の維持に十分配意しつつ、当初 0.15%前後を目指し、その後市場の と踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。(賛成多数) 2保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて 0.25%前後で推 るよう促す。なお、金融市場の安定を維持するうえで必要と判断されるよう

本資料は投資環境等に関する情報提供を目的として作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

有価証券等の取引には、リスクが伴います。投資についての最終決定は、投資家ご自身の判断と責任においてなされるようお願いいたします。当社は、いかなる投資の妥当性についても保証するものではありません。 記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。

上田八木短資株式会社

登録金融機関 近畿財務局長(登金)第243号

東京本社 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 1 丁目 2 番 3 号 tel: 03-3270-1711 (代表) 大阪本社 〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 1 丁目 4 番 2 号 tel: 06-6202-5551 (代表)

加入協会 日本証券業協会